

平成31年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成31年3月7日）

議事日程（第2号）	31
日程第1 一般質問	33
1. 松本健治 議員	33
2. 藤本英樹 議員	51
3. 今西久美子 議員	58
4. 垣内秋弘 議員	74
5. 山内実貴子 議員	84
6. 谷口重和 議員	91
7. 山本 精 議員	97

平成31年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成31年3月7日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 松本健治 議員
2. 藤本英樹 議員
3. 今西久美子 議員
4. 垣内秋弘 議員
5. 山内実貴子 議員
6. 谷口重和 議員
7. 山本 精 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
総	務	奥	谷		明	君
健	康	久	野	村	観	光
社	部					君
長						
建	設	野	田	泰	生	君
事	業					
部	長					
ま	ち					
づ	く					
り	整	黒	川		剛	君
備	推					
進						
担	当					
部	長					
教	育	光	嶋		隆	君
部	長					
総	務	清	水		清	君
課	長					
企	画	矢	野	里	志	君
財	政					
課	長					
税	住	長	谷	川	み	ど
民	課				り	君
課	長					
介	護	廣	島	照	美	君
医	療					
課	長					
健	康	立	原	信	子	君
児	童					
課	長					
建	設	垣	内	清	文	君
環	境					
課	長					
プ	ロ	山	下	仁	司	君
ジ	ェ					
ク	ト					
推	進					
課	長					
産	業	木	原	浩	一	君
観	光					
課	長					
上	下	青	山	公	紀	君
水	道					
課	長					
会	計	馬	場		浩	君
管	理					
者	兼					
会	計					
課	長					
学	校	岩	井	直	子	君
教	育					
課	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。松本健治議員の一般質問を許します。松本議員。

○8番（松本健治） それでは、12月定例会に続いて、本定例会またトップバッターとして議席番号8番の松本健治が通告に従い、一般質問させていただきます。大きく4項目について、一問一答で質問いたします。

まず、1問目でございますが、平成31年の施政方針、政治姿勢も含まれますが、それについて質問いたします。

昨年の同3月定例会では、西谷町長が2期目の1年目として今後の飛躍のための元年と捉え、当初予算を最重要の三本柱のみならず、多くの施策を加速化させるとともに、未来に羽ばたかせる基本的な視点として編成したということでもございました。そして、前年度の各施策の達成度・実現度を評価、点検した上で、施策推進に誠心誠意取り組むとの決意の表明があったところでございます。

さて、まだ平成30年度が終わっておりませんが、平成31年3月定例会を迎え、新年度の施政方針をお聞きいたしましたけれども、平成30年度の町政を振り返って、町政の舵取り役である西谷町長ご自身がどのように振り返り、その状況を受けて新年度平成31年度の各施策を考え、その当初予算を立案されたのか、ポイントを絞ってお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、本日、また明日と2日間にわたりまして、平成31年第1回町議会定例会におきます一般質問ということでご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る3月5日には、谷口議長様、松本議会運営委員長様より、2月11日に開催された「『子育て』にやさしいまちづくり」をテーマとした住民と議会の懇談会の報告書をいただいたところでございます。いずれのご意見も大変参考になるものばかりであり、

子どもは本町の宝、そしてそれを支えているのは地域ぐるみで子どもたちを育む周りの人々であり、その人々を支えるのが町の責務であるとの認識のもと、すぐに実行できるものなのか、また時間がかかるものなのかを含め早急に検討するよう担当課に指示を行ったところでございます。

本日は7名、明日は2名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの松本議員のご質問につきましてご答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

私は平成25年2月に宇治田原町長に就任させていただき、早いもので約6年にわたり町政の重責を担わせていただいております。この間、大過なく進めてこられましたのも議員各位をはじめ、住民の皆様方の温かいご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

私の2期目の初年、平成29年度のスタートに当たりまして、私は「みちづくり」、「拠点づくり」、「未来づくり」という町政推進の最重要三本柱を掲げさせていただきました。その三本柱に掲げる平成30年度の取り組みにつきまして、その一端を申し上げますと、都市計画道路宇治田原山手線につきましては、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の皆様とともに、官民一体となった「オールうじたわら」の取り組みを継続し、京都府における第1期整備区間の事業着手に至るとともに、西日本高速道路株式会社への工事委託により着実な整備が進んだところであります。

また、新庁舎建設事業につきましては、実施設計と用地買収を経て、新庁舎本体の建設工事に着手することができました。

移住・定住対策の推進にあっては、移住希望者への空き家を活用したお試し住宅の整備を進めたほか、本町ならではの移住・定住支援や子育て支援策、温かい地域性などの他市町村にはない、いいところを発信するためのポータルサイトの構築などに取り組んだところであります。これら三本柱の取り組みをはじめ、多くの施策の推進に努めてきたところでございます。

一方で、平成30年7月豪雨により町道郷之口高尾線が通行止めとなるなど、高尾地区をはじめとする住民の皆さんには多大なご不便をおかけいたしました。その際には、松本議員におかれましては、再三にわたり大変ご苦勞いただいたところでございます。やはり安心・安全は日常の暮らしの大前提、土台であり、災害の早期復旧と防災情報の重要性

を再認識したところであります。

今後も住民の皆様が日々、安心・安全な暮らしを実感いただけるようまちづくりに臨みますとともに、本議会に提案申し上げております新時代に向けた平成31年度当初予算につきましては、三本柱の事業を加速させた勢いを保ちながらも、将来にわたり持続可能なまちづくりを行えるよう全身全霊で取り組んでまいり所存でございますので、ご理解、ご支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま西谷町長よりご答弁をいただきました。いつもなら要点を復唱しながら確認をして次の質問に入っておりましたけれども、本日は質問事項も多いため、できるだけ割愛しながら進めたいというふうに思います。

2回目でございます。

平成31年度当初予算は本町始まって以来、過去最大規模の62億500万円となっています。昨年の同時期でも厳しい財政問題がある中ではありましたが、町政運営も予断を許さない情勢ながら、宇治田原町の発展と輝かしい未来、住民、とりわけ子どもたちの明るい未来を考え、今が手を打つときであるとして、私は本町の町政運営の最重要施策、今もございました山手線なり新庁舎、そして人口減少対策、そして移住・定住対策というこの考え方に一定の評価と理解を示してまいりました。

ついては、新年度の施政方針の中で示されました西谷町長の熱い思い、住民の皆さんへの強くアピールをしたい点についてどのように考えておられるのか、主なポイントや施策をお示しをいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

予算案に掲げる個別の事業、施策につきましては、今3月議会における予算審議にお諮りをするところではありますが、ご指摘がありましたとおり、平成31年度当初予算につきましては「新時代に向かって躍進する宇治田原予算～ハートあふれるまちを目指して～」と題して、過去最大規模となる予算案を提案させていただいているところでございます。

平成31年度予算案のポイントといたしましては、引き続き三本柱に掲げる「みちづくり」、「拠点づくり」、「未来づくり」をさらに力強く推し進め、新時代のその先の明るい未来に向けた施策を軌道に乗せる、これが2期目の私に課せられた至上命題であると

考えておるところでございます。キャッチフレーズに表しましたとおり、これを強い決意を持って実行すべく、新時代のさらにその先の未来に向かってこの町が躍進するために、今すべき未来への大胆な投資をさせていただき予算案を編成させていただいたところでございます。

この今やらなければならないと私が考えます具体的なポイントを申し上げますと、まずハード事業における未来への投資であります。三本柱に掲げる山手線や新庁舎建設など新市街地整備をはじめとするハード整備は、新都市創造ゾーンにおける都市機能の牽引をはじめ、新名神高速道路開通のインパクトを活用した都市基盤整備の視点において、何よりも重要な未来への投資であります。ハード事業の本格実施などにより歳出規模が大変大きくなり、中長期的には町の財政状況は厳しい状況が続く見通しとなっておりますが、新たな自主財源の確保を図るとともに、一層の事務改善・合理化等による歳出の削減を図る中で、持続可能な財政運営に努めることが重要と捉えております。

さらに、人口減少対策と移住・定住対策の推進に代表されるソフト事業についても、欠かすことができない極めて重要な投資でございます。「ハートのまち」のシビックプライドの醸成や子どもたちへのハートフルな住民の皆さんによる地域ぐるみの学び、小中一貫教育を推進する中で教育環境の充実といった人にスポットを当てた投資、例えば小学校への学力向上のためにさらに補助教員を配置いたしますように、人づくりこそが未来への活力あるまちづくりのバトンになり得ると考えておるところでございます。

これら事業のみならず、第5次まちづくり総合計画に掲げるまちづくりの目標及び行政基本姿勢に基づくまちづくりのために必要となる施策は、計画性とストーリー性を持ちつつ、ソフト事業、ハード事業それぞれが連関させ、推進することにより、平成の先の新時代に、さらにその先の未来に宇治田原に住んでいただく人のために躍進するためのものであります。

これら取り組みを進めるためには、行政のみならず、本町にかかわる全ての皆様のご協力、つまり私が常々申し上げます百万一心の気持ちが必要不可欠でありますので、何とぞご理解、ご協力お力添え賜りますよう心からお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 西谷町長より、ただいま熱のこもったご答弁を頂戴したわけでございます。

次に、昨年の6月には任期を迎えた前副町長の後任といたしまして、西谷町長並びに

住民の皆さんにとっても待望の地元出身、本町役場の生え抜きである山下副町長が誕生しました。もう随分長くその立場におられるような感じがするほど、八面六臂の活躍をされています。そういった評価を感じるのは私だけではないと思います。本町のトップである西谷町長は、何事にも本当にトップは孤独な厳しい立場であります。したがって、山下副町長とはあうん（阿吽）の呼吸で住民や町の職員などの間に先頭に立って、時には優しく、時には厳しく調整役をされているように感じています。本町にとって当面は厳しい時期に差しかかっており、山下副町長にはなお一層のご活躍を期待しているわけでございます。

この質問の最後に、エールを込めて西谷町長に申し上げますが、去年は全国的にこれもございましたように自然災害の年でございました。本町でも豪雨や台風により甚大な被害を受けました。こういった自然災害の多発傾向は地球温暖化の傾向からまだまだ続く可能性がございます。2期目の折り返しの時期であり、ぼちぼち円熟の段階に入っております。決して気を緩めることなく、他の市町でも時に耳にするような問題の事象が発生しないよう、さらにさらに本町の発展、住民及び子どもたちの輝かしい未来のために西谷町長の施政方針ではございませんが、粉骨砕身の決意で取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここで、せっかくでございますので、最後に、山下副町長からもお伺いしたいと思います。新年度を迎えるに当たって、その思いや強い決意の一端をぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

ただいまのご質問に、私のほうからご答弁のほう申し上げたいというふうに思います。

大変微力な私目に過分なお言葉をいただき、身に余る光栄でございますとともに、身が引き締まる思いでございます。先ほど西谷町長が申しました町政推進の最重要三本柱につきまして、西谷町長とあうん（阿吽）の呼吸のもと、一心となり不乱で推し進める松本議員の口述をお聞きし、この決意をまさに新たにさせていただいたところでございます。

また、昨今多発する自然災害につきましては、言うまでもなく発災時ではなく平時から防災・減災への意識を常々持ち備えておくことが重要でございます。去年は西日本豪雨の影響で町道郷之口高尾線が通行止めとなり、高尾区民をはじめとする住民の皆様には大変なご不便をおかけしたところでございます。その折には、先ほどもありましたけれども、松本議員におかれましては、現地に幾度となく足をお運びいただき、高尾区民の皆様にも寄り添い、多くのご尽力をいただいたところでございます。

そういった中で町といたしましても、これまでの経験を生かし、情報伝達網を整備するなど平時に町としてできる防災・減災対策を推し進めていくところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

三本柱の事業が大きく動いている今、言うまでもなく町や町政にとっては大変重要な時期でもございます。このような中、町政を担う役場職員におきましても、このことを念頭に置きながら職務に精励してくれているところでございます。

住民から信頼される役場でありたい、住民の模範となる職員であるべき、これは私の職員時代からの信念でございます。これを基本に、常日頃の業務の先には住民の皆様の笑顔や幸せがあるものと考えております。現在の立場に立ちましても変わらぬ信念であり、日頃から職員とコミュニケーションをする中で意識の醸成をさらに図ってまいりますとともに、自らも副町長として西谷町長をしっかり補佐し、町政運営に当たってまいりたいと考えております。議員のお立場として引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 以上で当初予算の細部につきましては、私も予算特別委員会等において質してまいりたいと思いますので、ここでは施政方針、政治姿勢の基本的な考え方などについて確認させていただきました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

大きい2問目でございます。子どもの読書活動の推進、そして図書館活動の充実についてでございます。

まず、子どもの読書活動の推進について質問させていただきます。

先般も町内の複数の学校司書の方とお話をさせていただく機会を得ました。どなたも小さいころからの読み聞かせ、そして読書など本に関わることの大切さを熱心に語っていただきました。日頃から熱意を持って子どもたちと接しておられることが強く伝わってまいりました。また、子どもたちに読書に親しんでもらうために、いろいろな工夫やよい意味での仕掛けなどを努力されているとも感じました。

その中でのお話にもありましたが、社会環境の変化・変遷はあるものの、不変のものとして読書によって読書力や読解力が高まり、情操教育、人間性を豊かにするという側面と学習に対する集中力などにも大きく影響するのではとそういうお話でございました。改めて子どもたちの読書と本の関わり大切さを教えていただきました。

平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が公布・施行され、読書活動の推進の基本理念が定められました。また、同法の第8条及び第9条により国及び地方公共団体に対して責務が明確にされており、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、そして公表することが定められました。

視察訪問をいたしました自治体では、この法律に基づいて早速14年に第1次の子ども読書計画の推進に関する基本的な計画を策定をされ、おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体方策が立てられました。平成20年には第2次、平成25年には第3次、現時点の計画は平成30年から第4次計画を見直し策定中と。

同計画では、特に最近の状況から高校生の不読書率が依然として高い状況にある、中学生までの読書習慣の形成が不十分である、高校生になり読書の関心度合い低下が見られる、スマートフォンの普及等により子どもの読書環境が大きく影響しているのではないかとこういう分析でございました。それを踏まえた取り組みを進めておられます。幅広く段階的に協議を重ねてこられ、住民が読書を取り巻く実態を共有化するという含めパブリックコメントを実施されて、平成31年から5年間の計画として実施されるというお話でございました。

このように、子どもの読書活動に対する推進計画は法律に定められたものでございます。多くの自治体においても、計画策定により段階的な協議を経て取り組みが進められています。これら子どもの読書活動に対する推進計画が本町ではどのようになっているのか、また子どもたちの読書活動の現状、実態がどのように判断されているのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町における子どもの読書活動推進計画でございますが、平成16、17年度に文部科学省の「生きる力をはぐくむ読書活動推進地域指定」を受け、2カ年の取り組み状況を踏まえ、平成18年4月に、子どもを中心として学校、家庭、地域が連携し、読書活動を推進するための宇治田原町読書活動推進計画を策定いたしました。策定後、読書意欲向上のための研究等を重ね、保育所、幼稚園、小・中学校のみならず地域へと活動の輪を広げ、町立図書館を中心に読書活動の啓発を行ったところでございます。

その後、推進計画の見直し等はせずまいりましたが、昨今の社会状況を見ますと、インターネットやスマートフォンの急激な普及により、それらの利用が読書活動に大きな影響を与えていると思えます。このような中、これからの時代に求められる読書活動の

推進を考えますと計画改定の時期に来ていることから、本年度、読書活動推進計画策定委員会を設け、調査研究を行い、31年度の第2次読書活動推進計画の策定に向け、取り組んでいるところでございます。

子どもたちの読書活動の現状、実態につきましては、現在、読書アンケートをまとめ、分析を行っています。現段階の考察ではございますが、就学前児童は絵本が好きな割合が8割を超え、自分で読んだり読んでもらったりしています。小学校低学年も読書の好きな割合は高く、特に読み聞かせを好みます。高学年になるにつれ、好きな割合は半数程度となり、1日の読書時間や1週間当たりの冊数は少なくなります。中学生になりますと読書は好きと回答するものの、読書時間や冊数が少ない上に学校図書室や町立図書館を利用する割合も1割程度となっています。

塾や習い事、部活動の時間の増加、ゲームやスマホ等の影響などにより読書に対する関心が低下していると思われませんが、子どもの発達段階に応じて子ども自身が読書の楽しさを感じ、読書体験が豊かになる創意工夫が必要であると考えています。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま平成18年に学校、家庭、地域が連携し、読書活動を推進するため、宇治田原町読書活動推進計画を策定したと、読書意欲向上のため研究を重ねて保育所、幼稚園、小・中学校のみならず地域へと輪を広げ、町立図書館を中心に読書啓発が行われたということでございます。その後、10年間ほど見直しがされなかったと。ただ、今度ちょうど第2次の読書活動推進計画の策定委員会を設け、調査研究を行って、31年度の策定を目指しておられるということでございます。

取り組みの時期が遅い、間に非常にブランクがあったとこういうことでございますが、そういう方向に今向かっておるということでございます。やはり昨今の子どもたちの読書を取り巻く社会環境、実態を思うとき、大変憂慮をいたしておりますだけにしばらくのブランクはあったものの、この方向性には私も賛成でございまして、理解を示したいというふうに思います。ついては、ぜひ第2次読書活動推進計画策定に当たってはアンケートの実施とともに、地域住民も含めた幅広いご意見を聴取できるように計画に対するパブリックコメントなどもご検討いただき、読書が本町でも大いに話題となるような取り組みとまらないものかというふうに思います。

毎年、子どもの読書活動優秀実践校ということで文部科学大臣表彰がございまして。平成30年度の京都府では、お近くの京田辺市の大住小学校、そして綾部市の吉美小学校、京都市の桂中学校が受賞をされています。そういった先進地などの取り組み事例も参考に

中身の濃い推進計画を策定をいただいて、何年か後に本町の小・中学校も受賞できるように読書活動の推進を図ってほしいものだというふうに思います。

そういったことについて、教育委員会のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 町内小・中学校には町単費で各1名の学校司書を配置し、児童・生徒の状況を捉え、特色を生かした取り組みを展開しているところです。また、町立図書館の職員と学校司書が定期的に会議を行い、情報交換や子どもたちが読書しやすい環境を整備するなど連携強化に努めており、効果を上げています。

その一つといたしまして、京都府が子どもの積極的な読書意欲を高める取り組みとして行っている本年度の第7回子ども読書本のしおりコンテストでは、本町児童が京都府教育委員会教育長賞を受賞いたしました。これまでも入賞作品がございましたが、本を読み、自分の思い描く絵を1枚のしおりに仕上げることで自身の感想を人に伝えるとともに、読んでみたいと思わせる効果があり、本を通して人がつながっていきます。

また、小学校の図書委員会活動の一部を子ども司書認定プログラムとして位置づけ、児童みずからが手本となり、全校児童に本好きになってほしいと活動をしています。

図書室や図書館は子どもたちの豊かな心を育む場所であり、学習を支援する場でもあります。子どもが主体的に楽しく本と向き合うことのできる空間とそれぞれの成長過程において糧となる本との出会いがあるよう、先進地事例を含めさまざまな取り組みを調査研究しながら推進計画を実りあるものにし、本町における読書活動の推進に努めたいと考えております。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま町単費でそれぞれ1名の学校司書を配置されているということでした。本町の小・中学校には本当に優秀な熱意のある学校司書の方がおられました。大変恵まれているなというふうに感じました。

この機会に、子どもたち、保護者と学校と教育委員会との強い連携を図っていただきまして、この推進計画、計画のための計画とならないようにしていただきたいと期待をいたしております。

次に、図書館活動の充実ということで質問させていただきたいと思います。

先ほどの子どもたちとの関わりも非常に大きいわけですが、本町の町立図書館が平成8年に開館されて、今年で23年目を迎えます。総合文化センターが完成し、会館内に図書館が設置されたものでございますが、私もたまたま記憶が正しければ、

平成2年ごろに始まった建設計画策定委員会のメンバーの一人だったように思います。本町にも総合文化センターが開館し、教育委員会はもちろんのこと、さざんかホール、屋外ステージ、茶の資料室、和室宗円庵、研修室3室などとあわせて待望の図書館が併設されることになり、まさに本町にも文化の薫りのする会館ができるということで心が弾む感じがしたことを今も覚えております。

先般、図書館協議会が開催され、久しぶりに傍聴させていただきました。私も開館直後、図書館の協議会の委員をいたしました。資料によると、貸し出し状況は非常に寂しい感じがいたしました。その一つは、蔵書数が充実しているものの、貸出冊数が大幅に減少しているということでありました。ピーク時の平成12年から見て半減、また平成20年から見ても約30%減とこれは社会環境の変化や人口減少傾向もあるものの、大幅なものとなっています。ただ、図書館司書の皆さんは各種のイベントを企画し、住民の図書館との触れ合い、本との触れ合いの努力をされていることはよく理解できました。そのご努力については敬意を表したいと思います。

1月から岐阜県、滋賀県の3町立図書館を見学をしてまいりました。図書館事業の取り組みや運営に対する館長の熱意が強く伝わってきました。なかなか専門的なことでございまして、兼務できる仕事ではないように感じた次第でございます。図書館に関していろいろな指標がありますが、一つの数字を挙げますと、人口1人当たりの年間貸出冊数でも平成29年度で本町は5.6冊であります。残念ながらこの自治体の町立図書館は8冊から11冊というように、この同環境の中で大きな開きがありました。

子どもたちの読書に関する重要性は先ほどの議論のとおりでございます。大きく関連、影響のある現在の図書館がこういった傾向であることについてどのように判断されているのか、教育委員会として考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 光嶋教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） まずもって、松本議員におかれましては本町のよりよい図書館運営のため、他自治体の図書館を自らご視察いただき、心から感謝と敬意を表するところでございます。

魅力ある図書館とするため、ご指摘いただきましたように、職員が日々努力いたしておりますが、ご評価くださり、どうもありがとうございます。ただ、目に見えて利用状況に結びついていない点もあり、結果にあらわれるようさらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、より多くの方々に図書館をご利用いただくためには活動の充実が求められると

ころですが、現下の状況を的確に把握するとともに、適切な対応策を講ずることが肝要と考えており、図書館運営協議会の皆様とご相談申し上げながら進めてまいりたいと思います。

一方で、今後の利用者拡大の根幹となる新規利用の掘り起こしについては、成人層はなかなか結果に結びつけることが難しく、やはり小学生など低年齢者を対象とすることが最も有効ではないかと考えるところでございます。いずれにいたしましても、あらゆる年代、階層に対しまして、図書の魅力をご理解いただき、ご利用いただけるよう努めてまいります。

読書の入り口は幼児期や小・中学校の間に築くものであることを念頭に今日まで取り組みを進めてまいりましたが、図書との出会いや日常触れ合うことの重要性を認識いたしますものの、町立図書館が単独で子どもたちへの対応を行うことは課題も多くございすることから、引き続き学校現場と連携、協力しながら進めてまいりたいと考えております。今後とも誰からも親しまれる、そして楽しい憩いの場となるようなすばらしい図書館の運営に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま図書館長が兼務である当該の部長が現状割り切った見方をされております。そういった観点からのご答弁とも思います。

次に、先の図書館協議会では、全国の人口1万5,000人未満の公立図書館312館の平均値であったり、少しは上にあるんじゃないかなというようなことでもございました。図書館が読書の持つ意義を考えて、もっともっと高みのレベルに対して挑戦をするつもりで図書館事業に取り組み、運営を図るべきではないかと思えます。

次に、公共図書館では基本的な理念や運営方針があると思うのですが、その点、本町ではどのように掲げられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（谷口 整） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 生涯学習社会、情報化社会と言われる今日は、住民1人1人の学習意欲が向上することが求められておりますので、図書、資料の内容や範囲が多様している中、図書館整備を生涯学習推進方策の基本とし、親しみやすく住民に開かれた図書館を目指しております。

そのため、幼年者から高齢者に至る全ての住民が学び、親しむための図書をはじめ、さまざまな求められる資料、また本町にふさわしい資料を揃えることにより住民誰もが利

用できるようにしたいと考えております。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 基本的な理念や運営方針についても、親しみやすく住民に開かれた図書館といったお話でございました。非常にシンプルであり、それはそれでいいのかもしれませんが、あまりにも見てまいりました図書館等と比べますと物足りない理念かなというふうに思います。

そして、運営方針はどうかということでございます。今の中ではお答えになかったわけですが、次に、本町の図書館は人口に応じたコンパクトなものでございます。他の市町に誇れる施設であり、住民から愛され、有意義に活用される施設を目指して運営を行っていただきたい。

専任図書館長は無理までも、図書館運営について専門家及び機関の指導を受けること、仰ぐこと、細かくデータの把握を入館者数だとか年齢層だとかこういうことを把握するためセンサーカウンターというようなことも設置されているところがございました。そういったことへの配慮、そしてママさんの利用拡大、これはいろんな意味がありますけれども、授乳室を設置して来ていただくそういう場所をつくるというようなことも多く取り組まれています。高年齢者の居場所づくり、これも一つは子どもたちだけを対象に置くんじゃないかと、こういう皆さん方についても居場所づくりという点からそういうことも考えられるんじゃないかなと。ゆっくりまたゆったりできる心落ち着く場所などへの配慮も必要ではないかというふうに思います。

また、近隣市町との図書館の広域での相互活用の連携などもされているケースもございます。検討すべき内容ではないかと思えます。

さらには、ここ数年前から公営図書館ながら書店やカフェなどの併設の公設民営化、要するにまちづくりなどとミックスした取り組みもされて、かなりにぎわっているところがございます。この件に関して、私はもろ手を挙げて賛成では決してございませんので、いろんなことを見聞し、常に工夫して努力することを忘れてはならないということで申し上げます。

随分申し上げましたけれども、こういったことについて図書館活動充実に向けてのお考えをお示しをいただきたいと思えます。

○議長（谷口 整） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 先ほども答弁申し上げましたように、親しみやすく住民に開かれた図書館運営をすることが目標でございます。

各市町の図書館はそれぞれに地域の特色やニーズに応じた書籍の確保を行う中、さまざまなアイデアや工夫を持ってその運営に当たられています。本町においても同様に、多くの利用者の方々のご希望に沿うような書籍の購入や開架に努めているところでありますが、ご指摘いただきました各種の方策につきましても種々検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、他自治体で行われております図書館の民営化等につきましては、賛否さまざまな意見があるとともに、本町規模の施設においては民間の参入が厳しいという状況もありますため、現時点では導入困難かと思われませんが、今後とも先進事例等の研究に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 先ほどの質問の中で公設民営化の話については、全く今の時点で私も理解しているわけではございませんので、こういう情報があるという意味で申し上げたわけでございます。研究材料として今後も先進事例という意味での研究等にも努めていただき、図書館長でもある光嶋部長の言葉もございました。図書館活動の充実が図られますように大いに期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

もうかなり時間を押していますので、できればもう少しスピードアップしたいと思います。

3点目はふるさと納税の事業の現状と方向性について。

平成30年度のふるさと納税制度の事業もほぼ終了する段階を迎えました。2月時点で、ふるさと納税の実績は3,800万ぐらいということでございました。

私は以前の定例会の質問において、平成27年度75万5,000、それから平成28年度244万、平成29年度が2,158万円ということでございます。本町の産業振興なり財政問題から、平成30年度すなわち本年度に大幅な増額を期し、さらなる取り組み強化を図るように質してまいりました。

さらに、9月定例会では、ふるさと納税推進事業の拡大に向けた補正予算も計上されました。町内事業者の掘り起こしや特産品の拡大、さらにはポータルサイトの増強、返礼品ギフトの冊子をリニューアルされるなど全国に日本緑茶発祥の地うじたわらの魅力を発信し、事業の取り組み強化をしてこられました。

については、平成30年度の年度末を迎え、一部次年度の予算でも数字は推測できますが、その状況と実績、ふるさと納税制度を取り巻く環境について改めてどのように判断されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（谷口 整） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 本町では、ふるさと納税による財源の確保はもちろんであります。何よりも制度を活用し地域ブランドと強みの掘り起こし、新たな魅力の発見、創出により地域創生の鍵である地域ブランド力の向上と町の知名度アップや魅力発信に重点を置き事業を進めており、平成30年度におきましてもこれら取り組みを強化してきたところでございます。

こうした取り組みの結果、平成30年度の寄附額は現時点で4,000万円を超え、年度末には前年度の約1.9倍となる見込みであり、町内事業者の活性化と町のPRにつながっているものと考えております。

ふるさと納税制度を取り巻く環境につきましては、制度の認知度やポータルサイト等による利便性の向上とともに、全国の寄附総額も増加してきたものと認識しておりますが、一方で、国による返礼品に関する基準などルールづくりが進められている状況にあり、本町としてはこの動向を注視する中で、これまでどおりふるさと納税制度の趣旨や地域創生の視点に立った取り組みを進めているところでございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） それでは、次に、間もなく迎える平成31年度に向けて、どのようにふるさと納税の事業展開を図るのか、国の考え方や指導面においても現時点いろんな議論がある中で、6月には総務省から明確にされるということになると思っておりますが、大阪のある地方自治体では、かなり徹底抗戦のような構えを見せておられるところもあります。

ふるさと納税事業への自治体の本来のあるべき姿、これも非常に難しい面もありますけれども、本町の次年度以降の方向性、取り組みスタンスについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 平成31年度のふるさと納税事業につきましても、これまでと同様に制度の本来の趣旨や国からの通知等を踏まえる中で、適切に事業を実施してまいりたいと考えております。

ふるさと納税は、本町にとりましては、町に大きな変化をもたらす可能性のある取り組みであります。寄附者、リピーターとのつながりはファンの拡大になり、関係人口の増加につながります。あれもこれもないではなく、ここにしかないという視点での取り組みは地方創生の鍵である地域ブランド力を向上させるものであります。取り組みを通じて地域を見つめ直し強みを掘り起こす、新たな魅力を発見し創出する、これらはふるさとの誇

りにつながると考えております。

一方、本町のふるさと納税の事業には、パートナーとしての返礼品協力事業者の存在は欠かせません。今後もこれら頼もしきパートナーと力を合わせることで、さらなる町の活性化が図れるものと考えております。

ふるさと納税は自治体間競争という側面がありますが、例えば多額の経費をかけたの広告やPRの競い合いならば、人口1万人弱の小さな自治体である本町は不利と言えます。しかしながら、寄附者の立場に立ったとき、応援したいと思う自治体をその規模の大小で決めることはありません。メイドイン宇治田原の魅力であったり、町のブランドや町との関係性で選ぶわけであり、こう考えますと、ふるさと納税には小さい規模の自治体のほうがまちを大きく変えられるチャンスをもっているとも言えるところであります。

これらを踏まえまして、次年度につきましても地域ブランドの発掘や町の魅力の発信など取り組みの強化、拡大を進めてまいるとともに、寄せられた善意を町の未来である子どもたちのために活用することで、さらに明るい町の未来を描いてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ただいま、次年度のふるさと納税事業は本来の趣旨を踏まえ、適切に事業実施したいということでございました。本町にとっては町に大きな変化をもたらす可能性のある取り組み、宇治田原ファンの拡大となり、関係の人口の増加につながるということでございました。

その中であれもこれもないというようなことでなくて、ここにしかない、宇治田原にしかないという視点での取り組み、地方創生の鍵である地域ブランド力を向上させるというお言葉でございました。その方向性に私も賛意を持って見守っていきたい、大いに期待を申し上げたいというふうに思っております。

最後の項目に移ります。

行政からの情報の発信についてでございます。

情報について、今日まで私も私なりに歩んでいた実体験からの視点で申し上げたいというふうに思います。

行政から住民の皆さんへの情報発信については、現在、紙媒体、「町民の窓」、それから各何々だよりというような内容、それから広報のチラシ、封書、はがき、文書などなどございます。広報板、掲示板という方法もございます。3つ目は、広報車などでのいわゆるアナログと言われる関係です。一方、近年では、デジタルのホームページ、SNS、

フェイスブックなどございます。そして、直接対面しての活動ももちろんいつの時代においても大変重要なことであるということは言うまでもないことであります。

さて、大変面倒なことでございますけれども、私はツールとしても今もアナログ、デジタルの双方を使い分けていくことが大切なことであるというふうに思います。ものと内容にもよりますが、基本的に鮮度、新鮮度、それからタイムリーさが最も大切であるというふうに思っています。さらに、人によって捉え方は違うんですが、最近よく国会でも出てきますが、丁寧さということがよく出てきます。これもあればベターであります。ただ、これはよく使われるのは、丁寧さがなかったから丁寧さということと言われるケースが多いというふうに私は思っています。

デジタルの場合、使い方に十分な基本的なルールへの配慮と注意が必要であるということは言うまでもないことだと思います。いろんな問題も出ておまして、お互いに注意をしなきゃならんというふうに思います。

ついてはお伺いしますが、当局としては発信する情報についてどのような基本的な考え方、そしてさらには具体的な基準等を持って対応されているのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 情報発信につきましては、本町の行政情報や事業内容を丁寧にお伝えするとともに、町政への理解を求め、住民の皆さんとの協働のまちづくりにつなげていく上で大変重要な活動であると認識しております。

また、地方自治体がそれぞれの特色を生かした地方創生事業に取り組む今日、日本緑茶発祥の地うじたわらの魅力を内外に発信するためにも、ますますその役割は大きくなってきております。

従来より「町民の窓」や「役場だより」をはじめとして、各区、自治会へのチラシの配布、広報板での書類掲示等を通じた広報を行っているほか、ホームページ等のデジタル媒体を通じても町政の発信に取り組んでいるところでございます。

庁舎内におきましては、各課の代表で構成する広報委員会を設置し、「町民の窓」で取り上げる記事や構成について話題性や優先度の観点から協議を行っているほか、ホームページ等の他の広報媒体に関する課題等についても情報共有を図っております。

このような取り組みを通じ、各種広報媒体の特性を生かす中で情報の新鮮さ、適時性を常に意識しながら、多様な住民ニーズや世代に応じ正確かつ適切な情報発信を心がけております。

ご質問にございました具体的な基準はございませんが、法令や公序良俗に反せず、第三者に損害や不利益を与えないよう配慮する中で、できる限り双方向の情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 次に、個々の情報のあり方について質問をしておりますと時間もかかりますので、ホームページについて確認をしたいと思っています。

まず、本町のホームページでございますが、いかがでしょうか。最近では、住民の皆さんから町の動きや決まり事などを知りたい情報はホームページというのも、特に高齢者以外では多いというふうに思います。また、他の市町、他府県の皆さんからも観光、移住・定住の関係で検索される方が多いのではないのでしょうか。これも温かいおもてなしでありますので、鮮度を大切に、先ほどは適時性ということですが、タイムリーに、そして丁寧さをモットーにして常にホームページの管理に当たっていただきたい。情報は常に生野菜のような新鮮さが大切であり、その点をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

については、改めてお聞きしますが、本町のホームページには情報の管理不十分なところがございます。古い情報がそのまま残っていることがあります。これを見るだけで本町に対する見方、評価が変わると思う面があります。全体の管理責任はどこにあり、所管部署の情報の日常管理、更新どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 本町のホームページにつきましては、各種行政手続に関する情報やイベントのお知らせ、町政に関する情報発信を行うとともに、本町の魅力や見どころなども紹介しております。ホームページによる広報の利点は、速報性にすぐれ、インターネットを介して広範囲に情報発信が行えることであり、ご指摘のとおり、本町のシティプロモーションを展開していく上でも大変有効なツールであると考えております。

本町の住民の皆さんはもちろん町外、全国の方々が閲覧されることも十分意識しながら掲載内容の充実に取り組む必要があります。情報の掲載に当たっては文面の構成や画像の使用等で統一を図る必要もあり、各課においてページの文案について決裁を行った後、総務課において再度確認の上、該当ページの公開承認を行っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、情報の更新や削除が必要なものについて、必ずしも管理が行き届いていないところがあるのも事実でございます。今後、各課で再度掲

載済みのページの見直しを徹底し、先ほど課長が申し上げましたように新鮮さ、適時性のあるホームページの適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 今お答えいただきましたけれども、一度、一斉点検をしていただきたいというふうに思います。

最後に、広報板、掲示板についてでございます。

まさにアナログの関係でございますが、私も区長時代の体験でございます。高齢者は閲覧板も見られていましたが、結構、広報板から情報を得ておられるそういう感じもしました。地域では、広報板の管理の仕方として、常に新鮮な状態に置くことを配慮してきました。これも先ほどのホームページと同様、新鮮な生野菜でなければならない、誰も見向きもしないということになるからでありました。古いお知らせを貼りっ放しより、むしろないほうがいいわけであります。

役場庁舎敷地内の広報板があまり評価できない状態に正直なっております。庁舎内の各所に張ってございます掲示物、ポスター等においても然り、少し考えないと感覚が麻痺してしまっている感じがします。新庁舎が平成32年に供用開始となりますので、本町の広義での情報発信についても心構えといいますか、モラルといいますか、仕組みづくりも含めて明確にしていきたいというふうに思っております。

この点について、山下副町長、いかがでしょうか。そのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご指摘いただきましたとおり、広報板や庁舎内の掲示物については十分な管理が行き届かず、期日の経過したものがそのまま放置されている現状がございます。条例等の掲示物については掲示場の掲示期間に関する事務取扱要領も定め、職員に周知しているところですが、徹底されていないのも事実でもございます。

広報の役割は住民の皆さんが必要とされる情報、また本町のまちづくりにとって大切な情報を住民の皆さんと共有し、ともに協働のまちづくりに取り組んでいただけるよう町政に対するご理解とご協力をいただくことにあると考えます。住民の皆さんに町政について高い関心を持っていただけるよう情報の内容や正確性はもちろん、その適時性には十分注意を払い、広報板や庁舎内の掲示物について定期的な点検を徹底してまいりたいと思っております。

また、平成32年度の新庁舎の供用開始はまさに本町の新しいまちづくりのスタートであり、「賑わいと交流のまちづくり」を進めるために茶づくりの歴史と伝統を核とした本町の魅力をより積極的に発信していくため、職員の広報スキルの向上にも努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 以上、大項目で4点について一般質問させていただきました。一応これで私の一般質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これで松本健治議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○11番（藤本英樹） 11番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、定例会一般質問を始めたいと思います。

まず1点目は、自転車の安全対策について質問いたします。

3月に入り、まだ少し早いですが、新茶の収穫準備がそろそろ始まる季節となりました。3月14日には維孝館中学校卒業式、3月19日には宇治田原、田原小学校の卒業式が執り行われる予定でございます。両小学校合わせて79名の卒業生が4月からは中学校へ入学し、心新たに中学校生活を始められることと思います。

また、4月からは新たに宇治田原小学校29名、田原小学校31名の合計60名の新入生が各小学校に入学されてまいります。本町は周囲を山々に囲まれており、移動手段のほとんどが車という車社会でございます。小学校新入生のほとんどは保育園、幼稚園へはご両親の送迎か幼稚園の送迎バスにて登園されてきたことと思われませんが、小学生となりますと一部地域を除いて基本的に徒歩通学となります。自分自身の足で道路を歩くということはそれだけ車と接する機会も増えてまいります。本町は前述のとおり住民の多くが車を利用しており、また工業団地への通勤手段もほとんどが車となっております。さらに、緑苑坂から大津市までの山手線建設工事や新名神道路建設工事に伴い、大型ダンプなどの工事車両の通行量も増加する傾向でございます。

そこで、小学生に対する交通安全対策、特に新1年生にはどのような車社会の現状、交通ルールをお教えいただいているのか、確認いたしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小学生に対する交通安全対策につきましては、小学校において毎年策定される安全教育の活動計画に基づき、教育課程に位置づけて指導を行ってお

ります。

特に小学1年生の児童には決まりを守って安全な登下校をするために、入学当初は教職員が下校の際と一緒に通学路を歩き、通学路の確認や右端を1列で歩くなど細かな指導を行います。また、4月には田辺警察署交通課による交通教室を開催し、歩道の歩き方、出入り口を通過する際の注意点や横断歩道の渡り方などについて理解し、安全な行動ができるよう指導されます。

その他の学年につきましても、交通安全教室で正しい自転車の乗り方など学年に応じた指導を関係機関と連携し、行っております。

また、日々、交通安全指導員による登校指導や見守り隊の方々にも登下校時にご指導をいただいているところでございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 維孝館中学校では、中学校に比較的近い岩山、荒木、立川の一部とスクールバスを利用されております奥山田地区を除いて、ほとんどの生徒が通学に自転車を利用していると思われま。現時点での全校生徒に対する徒歩やスクールバス利用者と自転車通学の割合についてお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 維孝館中学校生徒の自転車通学につきましては、校則において自転車通学規則を明記してあります。許可地域が定められ、自転車通学届、誓約書を提出した生徒のみ認められています。

平成30年度の生徒の通学方法につきましては、自転車が87.4%、徒歩が11.8%、スクールバス利用者が0.8%となっております。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） では、次に、自転車保険の加入率について質問いたします。

小学生から中学生となりますと通学方法も大幅に変わってまいります。大半の小学生は徒歩通学ですので、徒歩から自転車通学へと変化いたします。ご自宅の周りを自転車に乗って遊んでいる場合とは異なり、通学に自転車を利用するということは、自動車のほうも通勤時間帯で交通量が最も多い時間帯と重なってまいります。また、小学生も高学年となりますとその行動手段は徒歩から自転車、行動範囲も学区内、町内へと広がってくると思われます。

中学生の自転車通学も同様ですが、自転車で行動を行うとなると心配されるのが交通事故でございます。さらに、町内企業や工業団地に勤務されておられます外国人の方々の

中にも自転車を利用して通勤しておられます。

京都府では平成30年4月1日より、自転車は法律上の車両であり、事故を起こした場合は損害賠償義務が発生するため、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例を一部改正し、自転車利用者に対し自転車保険加入を義務化され、また自転車通勤・通学等を認める事業者、学校、学習塾、各種学校に対して保険加入確認及び未加入時の保険情報の提供を努力義務化されました。

隣の城陽市では、この動きをいち早く察知し、中学生の自転車保険加入者に補助金を創設されました。

また、平成30年3月議会一般質問において、当時の谷口整議員が中学生の自転車保険加入促進と補助金の支給について質問され、そのときの答弁では、新学期を迎え、保険加入の現状を調査し、具体的な支援策の制定に向けて検討を行っていくと答弁されました。

本町におきましても、京都府の条例に基づき自転車保険の加入を促進されていると思われませんが、中学生通学自転車、また小学生や各企業に勤務されている方、特に外国人労働者の加入率を把握されておられましたらご教示ください。

○議長（谷口 整） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご質問の自転車の保険加入につきましては維孝館中学校の中学生について把握を行っており、平成30年4月現在、全体で加入率が67.9%、内訳としましては、1年生が79.8%、2年生が66.2%、3年生が58.0%となっております。

また、それ以外の住民に対する自転車保険の加入率は、京都府において府内1,000人余りの方を対象とするアンケート調査しか行っておられないことから、本町の加入率は把握できていないのが現状でございます。

なお、京都府で平成30年4月から5月の間に実施されましたアンケート調査によりますと、対象者数1,089人、そのうち725人が自転車を利用されており、511の方が自転車保険に加入されていまして、70.5%の加入率という結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） ある程度の方が啓発に従い、自主的に加入されており、交通事故に対する自身の安全認識が高いことに安堵いたしましたが、まだ加入されていない方も多く見受けられます。

自動車と自転車が交通事故を起こしますと、自転車の信号無視やセンターラインオーバー、信号待ちの車両に追突したなどの事例を除き、よほど自転車側に過失がない限り、自動車側の保険会社などで自転車側の損害は賠償していただけますが、自転車と歩行者や自転車同士の事故となりますと話は別でございます。自転車と歩行者の事故の場合、弱者優先の原則からしても自転車が加害者となり、高額な賠償金を支払いしなくてはならない可能性も秘めております。自転車は自動車と異なり自賠責保険（強制保険）の加入義務はございません。また、自動車の場合、人身事故を起こしますと運転手以外に車両の所有者にも所有者責任が発生し、連帯して損害賠償義務を負うこととなりますが、自転車には所有者責任は発生いたしません。自転車所有者または運転者がその必要性を感じ、自身で加入するしか方法はございません。

今以上に加入率を高めるために、自転車保険が加入義務となった自転車利用者、業務で自転車を利用される事業者の加入促進、また努力義務となった自転車通勤・通学を認める事業者、学校に対し、保険加入に対する確認及び未加入時の保険情報提供を本町としてはどのように対応するつもりなのか、確認させていただきます。

○議長（谷口 整） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 全国における自転車事故の増加、相次ぐ高額賠償事例などが発生していることから、本町におきましても春と秋の全国交通安全運動にあわせ、自転車保険の加入を促すチラシを町内事業所や役場窓口に配架し、啓発を行っているところでございます。また、町広報誌におきましても自転車保険加入の勧奨記事を掲載することによりまして、自転車利用者に対し周知啓発を行っています。

今後につきましても、京都府と連携する中でさらなる保険加入の啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 交通事故の場合、示談交渉がまとまらなければ訴訟となります。自転車と歩行者との事故で高額な賠償を命じた判決をご紹介します。

平成14年2月判決、さいたま地方裁判所。

夜間、男子中学生が無灯火で自転車を走行中、対面から歩いてきた75歳女性と正面衝突し、女性に重大な障がい（後遺障がい等級第2級）が残った事例で3,138万円。

平成19年4月判決、東京地方裁判所。

成人男子が昼間に信号表示を無視して高速度で交差点に進入し、青信号で横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突し、女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した事例で5,43

8万円。

平成25年7月判決、神戸地方裁判所。

坂道を下ってきた小学5年生の少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突し、歩行者が意識不明となった事例で9,521万円。

平成26年1月判決、東京地方裁判所。

信号無視した会社員の男性46歳の自転車が横断歩道を渡ってきた75歳の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した事例で4,746万円。

このような高額賠償を個人で負担するには経済的にかなり厳しいものがございます。自転車保険は個々に加入するタイプのものや自動車保険に付帯できるもの、カード会社の付帯保険などさまざまな加入方法がございます。また、入国管理法改正に伴い、町内の企業に就労する外国人の割合も高くなってくると思われます。

行政側から積極的な保険加入の推進はできませんが、補助金制度を設けるなどで自転車保持者に対し、加入啓発はできると思われます。万が一の場合に備えてご検討をよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、通学の安全について質問いたします。

まず、町営バスとコミュニティバスについて質問いたします。

現在、宇治田原町内の公共交通としては京都京阪バスが運行する路線バス、地元区が運行し町が支援しているコミュニティバス、そして町が運行する町営バスの3つの体系に加え、タクシーがあります。

町営バスは従来の福祉バスから利用者の制限を撤廃し、誰もが利用できる町内循環バスとして平成29年8月1日から運行されております。これ以降、町では時刻表の改正やバス関連イベントの開催など利用促進策として取り組んでいただいております。

また、コミュニティバスは奥山田区、湯屋谷区が地域と維中前のバス停を連絡するよう運行されており、現在はスクールバスと車両を兼用し運行されております。

この町営バスにつきましては、各自治会の負担もなく、文字どおり町で運営するバスとして事業展開されておりますが、コミュニティバスは奥山田区、湯屋谷区が町から補助はあるものの、運営費用を負担されております。同じように町内を走行する公共交通機関なのに、そのような状況となった経過について確認させていただきます。

○議長（谷口 整） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 奥山田区、湯屋谷区が運営するコミュニティバスの経緯につきましては、平成11年度に湯屋谷、奥山田、禅定寺地域等への路線バスの運行便数の

削減や運行廃止が実施されることとなり、本町の公共交通の今後の方針を検討するため設置されました公共交通検討委員会において、廃止される町内便については代替手段等の対策を図りたいとの答申が出されました。これを受けまして、地域住民の日常的な交通手段を確保するため、区自治会が運行するコミュニティバス事業に対し財政的支援を図ることとしたところ、本事業の趣旨に賛同し、実施されたのが奥山田区と湯屋谷区でございます。以来、両区において組織されたバス運営委員会において、スクールバスとの併用運行や運行ルートの拡充など地域の実情に応じた運行に努められたところでございます。

一方、町営バスにつきましては、平成14年から福祉バスとして高齢者及び障がいを持った方の日常的な交通手段の確保をするという福祉施策のため、利用制限を設ける中で運行をしておりましたが、一昨年、利用制限を撤廃し、高齢者から子どもまで誰もが利用できる町営バスにリニューアルいたしました。

これに伴いまして、費用負担の考え方を精査いたしました。町営バス運行バス時間帯に相当する部分につきましては、コミュニティバスを運行するバス運営委員会に町から100%の補助をさせていただいているところでございます。現在、地域でご負担いただいている分は町営バスが運行していない早朝、夕方及び休日の運行分についてのみでございます。費用負担に関する地域間の不平等等はないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 基本的に平日昼間は町が負担しているのであれば、町営バス、コミュニティバスとも同じ対応ということで、不公平感はないということがわかりました。町民全員がバスを利用できるため、今後も創意工夫していただきたいと思います。

では、今度はこのバスを子どもたちの通学に利用できないものかと考えております。といいますのも、今の子どもたちの通学状況は決して安全ではないからでございます。

私の地元、禅定寺地区では、昨年5月から小学生の下校時はスクールタクシーという名称でタクシーを利用しております。禅定寺地区も少子化に伴い、私たちが小学生であったころとは想像もつかないほど生徒数が減少しております。私の小学生時代は登校班も4班に分かれており、禅定寺の児童数は約50人程度おりました。もちろん工業団地やニチダイのような企業もなく、通学路を通る車はまばらで、大型車の往来もほとんどなく、今のような交通安全や不審者等に対する危機感もありませんでした。しかし、現在では、全国各地で発生している交通事故、誘拐等を見ますと他人事ではなく、子どもたちを危険から守るのは保護者または地域の役目ではないかと考えているところでございます。

本年度の通学児童は1年生から6年生合わせても8名という少人数です。人けのない道を徒歩通学するにはいつ不審者が現れるかわからず、また猿、鹿、イノシシなどの有害鳥獣と遭遇する可能性も高く、そのような場合に直面しても住宅からほど遠く、児童だけでは太刀打ちできないことから、安全対策を強化してほしいという要望が保護者から禅定寺地区にあり、区と子ども会と協議した結果、スクールタクシーを実施するようになった経過がございます。

このような取り組みについて共感する声もございます。立川の大導寺地区も人けのない山道を通学しているため、同じような危険を危惧されているところでございます。

今、本町は変換期にあります。新庁舎建設工事や新名神高速道路建設事業は本町のまちづくりの基礎整備でありますし、さらに平成36年、2024年には小中一貫教育の施設一体型教育がスタートいたします。小中一貫教育の施設は一体型とし、宇治田原町総合文化センター周辺を教育ゾーンと位置づけ、維孝館中学校周辺に建設する計画となっております。現在の宇治田原小学校と田原小学校を拠点とした通学方法も大幅に変更することになるかとは思われますが、町営バスを利用することも視野に入れ、まだ少し先の話ではございますが、避けては通れない問題でありますので、教育委員会の考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育を推進するに当たり、より望ましい教育環境とより高い教育効果を得るため、維孝館中学校周辺において施設一体型とする方向性を広報や説明会を通じてお示しをさせていただきました。その中で住民の皆様、特に保護者の方からは通学に係るご質問、ご意見、ご要望が多かったところです。説明会でいただきましたご意見等は検討すべき事項ごとにまとめ、今後、学識者、保護者、住民代表をはじめ、関係者による検討会議を設ける中で検討し、対応していきたいと考えております。

小学生にとりましては、通学路も通学方法も変わりますし、徒歩通学圏外はバス等の配車も必要になってまいります。さまざまな方策をもとに児童生徒にとって安全で、保護者の方にも安心していただける通学のあり方を皆様とともに考えていきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 宇治田原町総合文化センター付近を教育ゾーンと位置づけ、施設一体型小中一貫教育を推進していくのであれば、通学方法の検討は必須条件となります。今ご答弁いただいたように、学識者、保護者、住民代表をはじめ、関係者による検討会議を設ける中で検討し、対応していきたいとのことですが、いずれにしましても、子どもた

ちの安全を最優先にして考えていただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口 整） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今西久美子議員の一般質問を許します。今西議員。

○3番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1点目は、小中学校施設の一体型についてでございます。

1つ目には、子どもたちの状況と課題についてお聞きをいたします。

教育委員会は、本町の子どもたちの状況と課題として5点を挙げられました。1つ目には家庭の教育力低下の傾向、2つ目には少子化や社会関係の希薄化等による生きる力、耐性や頑張る力、コミュニケーション力等の低下傾向、3つ目には小学校高学年から中学校にかけて、自己肯定感や生活と学習についての向上心などの減退、4つ目にはテレビゲーム、携帯、パソコン等に時間をとられ、野外での集団遊びなどを通して習得できる協調性等が育ちにくい傾向、5つ目には小中学生ともに学力定着・向上の不十分さ、この5点を挙げられたわけですが、教育委員会として、これらの子どもたちの状況・課題が、施設を一体型にすることでどのように解決をすると考えておられるのでしょうか、まずその点をお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本来、子どもに求められる資質や能力は、多様な人々との関わり、さまざまな経験を日々重ねていく中で育まれるものですが、社会状況の変化の中で、子どもの社会性育成機能が弱まっている状況です。

本町においてもこの傾向が見られ、子どもたちの抱える課題に対応するため、教職員が一丸となって考える中、小中一貫教育の取り組みにより生徒指導上、学習指導上の効果を上げる事例を研究し、本町の特色を生かした方法を築き上げてきました。既に、異学年交流による協調性やコミュニケーション力の向上など、効果を上げている状況が見られます。

課題の解決には、学校、家庭、地域が連携・協力しなければなりません、現在行っ

ている取り組みと宇治田原の地域力でさらなる解決につながっていくよう努めていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） そうなんですね、本町の特色を生かした方法を築き上げてこられて、それが効果を上げているというご答弁でございました。

ちょっと具体的にお聞きをしてみたいと思います。

まず、1つ目の家庭の教育力の低下についてという課題がございました。答弁にもございましたけれども、この課題解決には学校や家庭、地域が連携・協力しなければならないと。家庭だけでなく、地域の教育力も引き上げる必要がございます。これ一体型になれば、家庭や地域の教育力が向上するのでしょうか。私は、逆であるというふうに思っております。

いつも例に出しますけれども、奥山田小学校のときに、もう本当に多くの保護者や地域の方々の学校への協力は、もう計り知れませんでした。学校というのは、近くにあるほうが地域や家庭の協力は得られやすく、教育力の向上にもつながるのではないかというふうに考えます。

次に、生きる力、耐性、これ耐える力ですかね、頑張る力については、私は大人数で出番が少ない大規模校よりも、少なくても出番の多い、活躍の場が多い小規模校のほうがより向上するというふうに思います。

また、自己肯定感や向上心の減退ということもございましたけれども、私は、この6年生という最高学年を本当に責任を持って全うすることによって達成感や満足感が得られ、それが自己肯定感や向上心につながるというふうに考えます。

大阪府の池田市で、2015年に伏尾台小学校と細河小学校、2つの小学校を統廃合して、細河中学校を増改築してほそごう学園という小中一体型の学校が開校しております。小学生約300人、中学生が約200人、合わせて500人規模の学校でございます。池田市とは宇治田原町、状況が違いますので、そのまま当てはまるということにはならないかとは思いますが、宇治田原町にも当てはまる懸念がございますので、ぜひとも参考にお聞きをいただきたいと思っております。

このほそごう学園は統合して4年が経ちまして、教職員と子どもたち、またPTAの皆さんにアンケートをとられました。その結果を見せていただきますと、先生方から、5、6年生の高学年としての意識の薄さや中1リセットができないことの弊害といった声がございました。

保護者のアンケートによりますと、運動会、ここは小中一緒に運動会をされているようですが、組体操という本当に一番の見せ場がございますが、午前の最後に6年生が組体操をやる、午後の最後に中学生、3年生ですか、ここでは9年生とっていましたけれども、その組体操が披露される。これで、6年生はやっぱり中学生すごいなというあこがれもあったかもしれませんが、自分たちの組体操を見たときにやっぱり満足感が得られずに、お母さんがそのどや顔が、6年生のどや顔がなくなったというふうにアンケートに答えられておりました。小学校の最高学年としての達成感、満足感が得られていないんじゃないかと、自己肯定感や向上心にはつながらないということではないかなというふうに思います。

さらに、野外での集団遊びなどを通して習得できる協調性についてでございますが、これも先ほどのほそごう学園のアンケートでは、授業時間が小中5分間ずつ違いますので、休み時間も時間差ができるわけです。中学生が授業をしている間、また中学生、期末テストや中間テストがございますので、そのテスト期間中、小学生は静かに遊びなさいとか、もう走らないで遊びなさい、こんなふうに言われます。放課後は、中学生がクラブ活動をしているので小学生は運動場で遊ばず、アンケートでは、これは先生方でしたけれども、我慢しなければならない部分が非常に多いと、運動場で自由に遊べない、そういう環境は子どもたちにとってどうなんだろうかというような声が上がっておりました。宇治田原でも一体型になれば同じことが起こるのではないかと、こういう心配がございます。こんなことで、もう協調性の習得どころか、私は子どもたちの健全な育成ができるのか、その点、少し心配になってまいります。

最後に、学力についてでございますが、10月の住民説明会で、教育委員会は、一体型になれば必ずしも学力が上がるわけではないと、このように回答されました。本当にそのとおりだと思います。

以上、宇治田原町の子どもたちの課題が、一体型では解決しないのではないかと、逆効果ではないかと私の思いを述べてまいりましたが、教育委員会の見解をお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育の制度化は、これまで各地域で取り組まれ、成果が報告されています。当然、メリットもあればデメリットも承知する中で、本町の実情を踏まえ、施設一体型による小中一貫教育の実施が有効と判断したものでございます。

それぞれの課題を解決するため、努力は惜しまない考えでおります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 答弁があまり短過ぎてちょっとがっかりですが、本町の実情を踏まえて一貫教育の実施が有効だと。一貫教育は有効だと、それはわかりますけれども、だからといって一体型がいいのかという問題があるかと思うんです。これまで分離型でやっていて効果が得られているんなら、このままで私はいいと思うんです。

施設を一体型とすることのデメリットについては、先ほどから述べさせていただいたとおりでございます。それでも有効だとおっしゃるのは、私はやっぱり納得ができません。今後、特別委員会もございますので、そちらで十分議論もさせていただきたいなというふうに思います。

次に、安全対策についてでございます。

昨年12月議会で、小学校の建設予定地であります維孝館中学校周辺について、災害想定区域であるということを指摘をいたしました。町は、何らかの安全対策が必要という認識を示されましたが、どのような対策が考えられるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 維孝館中学校は土砂災害警戒区域に指定されており、小学校施設建設の有無にかかわらず、何らかの対応策が必要である施設の一つです。

具体的な対応策といたしましては、森林施設である治山堰堤の建設も有効ではないかと考えており、京都府をはじめとする関係機関での協議を進めていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 小学校を建てる、建てないにかかわらず、現在の中学校も土砂災害警戒区域だからということで、治山堰堤を協議していくということでした。それは必要だというふうに思います。

ただ、12月議会でもお聞きをしましたがけれども、そもそも災害想定区域に大事な大事な子どもたちの施設を建設しようとする事自体が、私はやっぱりとんでもないんじゃないかなと思います。

町長が出席されております総合教育会議でも、維孝館中学校周辺に新しい小学校を建てるということは確認をされたはずですよ。そのとき、なんで町長が、いや、ちょっと待てと、そこは災害想定区域やからだめやということをおっしゃらなかったのか、それもう本当に不思議でしょうがない。あの新庁舎のときの本当に熱い熱い町長のあの思いというのは何だったのかと。なぜ新庁舎はだめで小学校はいいのか、ちょっと納得できるよう

にご説明をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 答弁申し上げます。

治山堰堤が建設された場合、土砂災害警戒区域からは外れるものと思われま。開校までのことですが、現に中学校があることから、先ほど申し上げましたとおり、関係機関での協議を早急に進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） いや、そんなことは聞いていなくて、今、副町長ご答弁いただきましたけれども、副町長は新庁舎のときに別に何も熱く語ってはらへんのです。町長があれだけ熱く語らったのと比べて、やっぱり小学校のほうはほないのかということをお聞きしているんです。答弁できひんというのが町長の答弁だというふうにとめさせていただきます。

次に、教育環境についてお聞きをいたします。

2月の小中一貫教育に関する特別委員会におきまして、一体型とした場合、小学生用のグラウンドや体育館、プールなどの施設について質問をいたしました。明確な回答はございませんでした。現段階では、予算的にも今の維孝館中学校の校舎と同じぐらいの建物、校舎を建てるという費用額と住民グラウンドの移転費用、これだけしか見ておられません。こんなことで、今はグラウンドも体育館もプールもそれぞれ小学校にあるじゃないですか。その現状よりも、より望ましい教育環境といえるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 一体型で施設整備をするということは、必ずしも同じ施設を複数確保することではなく、共用可能なものは可能な限り共用すべきと考えております。

例えば、器械体操やマット運動などであれば、中学校体育館と同様の規模も必要でないこともあり、効率的に利用することを基本に考えたいと思います。

また、プールにつきましても、年間の利用期間、日数を踏まえますと、町全体の公共施設の配置に対する考え方とあわせて検討すべきであると思っております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 共用可能なものは共用すべきというご答弁でしたけれども、例えば中学生と小学生では仕様が異なるんです。例えば体育館でいいますと、バスケットゴールの高さとかコートの高さについては、小学校、中学校でそれぞれ違います。先ほど申し

ましたほそごう学園では、別途サブアリーナを建設をされたそうであります。

子どもたちのアンケートを見ましても、中学生の試験中は静かにしないといけない、遊べない、中学生がいっぱいいて遊べない、遊び場が狭くなったなど、小学生からは遊べないことへの不満の声があふれておりました。中学生からは、小学生がいるから休み時間決まったところでしか遊べない、小学生がいると遠慮してしまう、体育の時間、グラウンドが小学生とかぶってしまうから使うところが狭い、こういった声がございました。

今よりも施設が1人当たりになると狭くなるのは明らかであるかと思いますが、この影響は、私は教育委員会が思っておられるより非常に大きいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 一体型、隣接型で施設整備を行った先進地事例の視察に伺った際、子どもは置かれた環境にすぐに適応しますともお伺いしております。

しかし、本町は本町ならではの環境が必要と認識しておりますので、児童生徒が伸び伸びと成長できるよう、施設整備を含む教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 視察先で、子どもは置かれた環境にすぐ適応しますというふうに言われたと、教育長も以前そんなことをおっしゃっていましたが、私は全ての子どもが本当にすぐに適応できるかと思ったときに、やっぱりそうじゃないというふうに思うんです。できる子だけが前に進み、できない子が置いていかれる。規模が大きくなれば、そういう支援が必要な子どもに目が行き届かないというのが現実だと思います。みんながすぐ適応できるというふうには、ぜひとも思わないでいただきたい。

次に、財政についてお聞きをいたします。

施設一体型で維孝館中学校に統合小学校を併設した場合、小学校校舎の建設費として、先ほども申しましたが、おおむね今の維孝館中学校程度ということで15億円、そして住民グラウンドの移転費用として約2億円を見込んでおられます。

しかし、スクールバスに係る費用や、先ほどご答弁でありました子どもたちが伸び伸びと成長できるよう施設整備を含めた教育環境の整備を進めていくということになれば、とてもこの金額では、今の、今示しておられる金額では足りないのではないかというふうに思います。きちんとその辺も示すべきではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 整備に関する費用の考え方は、先の教育環境に関する答弁のとおりでございます。

また、スクールバスに関しましては、保護者理解が前提でありますことから、今後設置する検討会議を通じて詳細を決定してまいりたいと考えておりますが、実際に利用する児童数や本町の地形条件等を鑑みますと、全ての対象地域で同時に運行するスクールバスを配車することは難しいと言わざるを得ません。

当然ですが、費用負担のことも考慮すべき点でありますことから、そうした点も踏まえまして現実的な議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） スクールバスについては、今後なしではいけないというふうに思います。

先ほどから申しておりますこのほそごう学園では、スクールバスの費用に年間3,000万円かかるそうでございます。4台走っているということでした。さらに、バスのダイヤを組む職員が1人別途配置されているということをお聞きをいたしております。当然、地形的なこともあるので、宇治田原でも同じだけ必要やろうと言うつもりはございませんが、それでもやっぱりスクールバスは必要だというふうに思います。だから、費用としては必要になるということです。

これ教育委員会が出した資料ですけれども、小中一貫教育に係る説明資料の中で、施設分離型の場合というのも試算されております。このときは、児童を中学校に移動させる手段及び費用ということで、大型バスを2台購入しますと言ってはるんです。管理コストが2台分ありますよと。購入費用に、1台2,000万で2台で4,000万、管理コストは1台600万で2台で1,200万。分離型やったらこれだけありますよ、バス購入する必要ありますよと。スクールバスも含めて、私はこれだけの費用が実際かかるんだというふうに思います。その辺、これからということですが、そこはかかるんだということでございます。

最後に、住民合意についてですが、住民がおおむねいいだろうという賛同を得られる中、十分な理解を得られる中で事業を進めていくように、これが町長の指示でございますが、私は現状ではそうはなっていないというふうに思っております。

一体型について、施設の一体型について、住民合意という点でどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育の推進につきましては、現在の子どもの状況や今後の見通しの中でご理解をいただいていると認識をしております。

施設一体型につきましても、今後、適正な学校規模を確保し、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するという教育的見地を中心に捉え、ご説明をさせていただく中では、保護者を中心に学校施設や通学方法をしっかりと整備し、学習内容において充実させることでご理解をいただいていると認識をしております。

長い歴史の中で学校をご支援いただいています方々の気持ちと感謝の念を大切にしながら、子どもたちの健やかな成長のため、今後ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 当然、保護者の声というのは重視すべきだというふうに思いますが、やっぱりいつも言いますけれども、地域から学校がなくなるかどうかというもう本当に重要な問題であるにもかかわらず、もうその在り方について、今のまま分離型で行くのか一体型にするのか、住民が選ぶチャンスがなかったわけです。10月の説明会ではもう決まったことですよ、スケジュールどおり進めていきますよとしか言われなかった。

こういったことは、私はトップダウンではなくて、住民合意があって初めてスタートができることではないかというふうに思います。住民が、こんな大きな問題を選ぶことができなかったことについて、まちづくりの観点から町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今西議員もよくご存じのとおり、小中一貫教育の推進につきましては、これまでの連携教育の成果や、また学校現場の状況を踏まえ、本町として育てたい子ども像の実現に向け義務教育9年間で統計的及び継続的に充実した教育とするため、平成24年6月よりあり方検討委員会において協議をいただき、また平成25年2月に答申をいただきました。

また、小中一貫教育推進協議会においては、協議会だよりも発行する中で、宇治田原町の特色ある小中一貫教育を推進するため、住民アンケートや学園名称の公募などについて住民の皆さんにお尋ねをしてみましたし、それぞれの会議において施設一体型の方向性もこれらの経緯を踏まえて時間をかけて協議をしてきたところでございます。

そのような中、議会の皆様に対しましても、協議内容については逐次報告申し上げ、また議論も深めてきていただいたものと受けとめておりまして、決して私のトップダウンで決定したものではないということを申し上げたいと存じます。

いずれにいたしましても、今西議員も同じ思いだろうとは思いますが、私が常々申し上げております、町の宝である子どもの将来にしっかりと責任を持った施策に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 私、トップダウンといいましたけれども、別に町長1人で決めたと言っているわけではなくて、では、それなら住民の間から小学校を統合したほうがいいんじゃないかみたいな意見がたくさん上がってきたんですか、そうじゃないでしょう、住民からそんな意見、今までなかったじゃないですか。そういう意味で、町からのトップダウンじゃないかというふうに申し上げました。

学校教育における地域の協力というのは不可欠だと、ここは一致をするところですが、私は学校施設というのは、その地域に住む人々やそこで学んだ卒業生、私もそうですが、ここにおられる方も多くの方が母校だというふうに思いますけれども、また先人たちのよりどころとして存在をする地域の宝物やと思うんです。つまり、教育の問題であると同時に、その地域の歴史と未来にかかわるまちづくりの課題としてやっぱり考える必要があると思うんです。地域住民の合意なくして進めることは、あってはなりません。

私は、やっぱり各地区を回って、きちんと説明会をして、そこでしっかり住民の意見を聞くべきやと、今からでもそうすべきやと思っております。そして、その上で、最終的には分離型にするのか一体型にするのかは、それは住民投票で決めるべきやというふうに思っています。

以前も、住民投票で決めたらどうですかということをお聞きしましたけれども、前教育長も町長も想定していない、このように答えられました。私はずっと、大事なことは住民が決めるんやというふうに言ってまいりました。現時点で、各地区を回っての説明会の開催について、また住民投票についてお伺いをいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） まちづくりの観点から申し上げますと、やはり学校に魅力を感じていただく、そういった中で学力や、また周りの自然環境、また本町の場合はお茶の文化、歴史等すばらしい。そういう環境の中での学校づくりというのが必要であろうかと。そういった中で選ばれる学校ということも必要ではないかと以前にも申し上げたことがあろうかと思えます。

そういった中で、まちづくりとしても人口減少から増加に転じて、やっぱり牽引できる、そういうすばらしい学校を目指すべきではないかなというふうに思っておるところで

ございまして、本町の宝である子どもたちのために、今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

施設一体型に係る住民の皆さんの考え方は、年齢層や、またお住いの場所や、また先ほども議員も申し上げられましたけれども、思い出やそれぞれのお立場によって当然ながら違いますし、さまざまな思いがあります。このような状況において、住民投票という多数決による決定の方法は、やはり私といたしましてはなじまないものであると考えておるところでございます。ご意見を丁寧に拝聴し、議論を重ねながら推進していくべきであらうかというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 選ばれる学校というお話がございました。さっきから言うていますこのほそごう学園、非常に立派な施設がつくられたわけですが、ここでも子どもの数は減っていると、決して増えていないとおっしゃっておりました。私は、誰がそんなバスで通わなあかん小学校に行かせたいと思う親がちょっと、もうちょっとどうなのかなというふうに思います。私の意見です。

今、住民投票にはなじまないという話でしたが、それはどんな問題でも、そんなの住民それぞれにいろんな考え方があって、さまざまな思いがあるじゃないですか。当然ですよ。だから、そんなことでは何も住民投票できないですよ。丁寧に意見聞くとか議論重ねるとかおっしゃいますけれども、非常にむなしく聞こえます。

これまでも、今ももう本当にいろいろ申し上げてきましたけれども、町長もおっしゃったように、もう私も本当に宇治田原の子どもたちのこと、宇治田原町のことを考えてこの場に立っておりますが、町も教育委員会も、もう本当にこの一体型が宇治田原町の子どもたちにとって最善の方法なのかと、宇治田原のまちづくりにとっても本当にいいことなのかと、本当にいま一度立ちどまって、議長の言葉じゃないですけども、立ち止まって考えていただきたい、このことをもう本当に切にお願いを申し上げたいと思います。

次に、教職員の働き方改革についてお聞きをいたします。

国の教員勤務実態調査、これ2016年に小中学校の先生方を対象として実施をされました。によれば、先生方は月曜から金曜まで毎日平均で12時間近く働き、休みのはずの土曜、日曜も働いておられます。子どもたちの先生遊んでとか先生話聞いて、こういう声に応じたり、いじめなどの深刻なケースに対応するための時間、また保護者と意思疎通を図るための時間も必要となってまいります。

小学校の教員が、1日6コマ、6時間ですね、6コマの授業をこなして、給食や掃除の時間も指導をして法律どおりに45分間の休憩をとれば、残る時間は25分程度なんです。そんな中で授業準備とかテストの採点、各種打ち合わせや報告書づくり、さまざまな会議などなどをこなすというのは非常に無理がありまして、長時間の残業というのが必至となっております。中学校では、部活指導のために小学校以上の長時間労働となっているところでございます。

今、教職員の長時間労働の是正というのは、労働条件の改善として緊急でございまして、子どもの教育条件として極めて大切な課題だというふうに思います。

昨年、ついに政府も公立小中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となっているとして、学校における働き方改革に関する緊急対策を決定をいたしました。また、京都府教育委員会が実施をいたしました勤務実態調査の結果、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員が全国と比較しても相当に多く、その長時間勤務の是正は一刻の猶予も許されない深刻な状況にあることが、この京都府教委の調査から明らかとなったことから、昨年3月に府教委は教職員の働き方改革の実行計画というのをつくりました。

そこで、お聞きをいたします。

まず、教職員の勤務実態について、町立小中学校の場合どのようになっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 町独自に教職員勤務実態調査は実施しておりませんが、京都府教育委員会が昨年度実施しました公立学校教員勤務実態調査の結果では、府平均の週当たりの勤務時間は、小学校が週61時間37分、中学校が66時間8分となっており、本町各学校において10月から記録をしております出退勤時刻を見る限り、府の平均と大差ないと考えております。

今後も、出退勤時刻の記録をとり続け、教員の働き方改革を実行するに当たっての基礎的な資料にしていきたいと思っております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 今のご答弁では、計算しますとやっぱり小学校が1日12時間以上働いておられるということが明らかとなりました。中学校は、土日のクラブ指導もあるのでちょっとわかりませんが。

この1年間の取り組みについてお聞きをしたいんですが、この京都府教育委員会の実

行計画には、町の教育委員会が主体となった業務改善の取り組みについても記載がございます。町教委としてどのような支援をされてきたのでしょうか。

また、町教委が各学校の取り組みについてしっかりと掌握をする必要があるかと思いますが、各学校におけます1年間の取り組み状況についてお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 教育委員会が主体となった取り組みでは、働き方改革の意識づけや業務の適正化を目指し、昨年10月より出退勤システムを導入いたしました。また、夏季休業期間中に学校閉校日を7日間設けたり、日常のさまざまな調査につきましても、なるべく時間がかからないよう回答方法を簡素化し、電子データのみでの回答を多くしたりするなど工夫をしているところです。

学校の取り組みといたしましては、各学校とも学校経営方針に教職員の働き方改革に関する視点を盛り込み、業務の適正化が図れるよう現場の雰囲気づくりに努めています。

具体的な取り組みといたしましては、小学校では2名の担任による交換授業やモジュール授業によるカリキュラムマネジメント、事前の資料配布による会議時間や会議回数の削減等、中学校では定期テスト日の午後の会議の廃止や時間割りを工夫することで、日常の各種会議を放課後ではなく授業時間内に設定するなどしています。

引き続き、府教育委員会が示している働き方改革実行計画の取り組み目標が達成されるよう、町教委、各学校ともに取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） それでは、今後の取り組みについてお聞きをいたします。

府教育委員会は、年次目標とする指標として、平成29年度を基準に8項目を定めております。例えば、教員の時間外勤務を縮減をすると、30年度は10%縮減、来年度は15%、その次は20%縮減と。それとか、あと多忙感・負担感を減少させるとか、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を増加させると、こういった指標をもうつくっているわけですが、今後の取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 次年度も、本年度に引き続き1校1項目以上の業務改善を実施することや、出退勤システムを活用することを通して適正な業務分担に努め、多忙感・負担感の減少を図っていきたいと考えております。

また、小学校では、各学校に学力向上のための補助教員を1名増員しました。目的は児童の学力向上にあります。複数で授業に当たることで、学力向上に加え他の教員の負

担が緩和されているものと考えております。

中学校では、部活動指導が教員の負担になり過ぎず、かつ充実した指導ができるように、国や府の指針に基づいた町の部活動指針を策定することを考えております。

府の教育委員会が示している働き方改革実行計画には、8つの取り組み目標、評価指標が挙げられておりますが、以上のような取り組みを通して、それぞれの項目の年次目標が達成できるよう、町教委、各学校ともに意識を高く持って取り組んでいきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） ある先生は、仕事は以前より増えているというふうな感想をおっしゃっておいりました。これ本当に各学校で工夫してもらわなあかんのですけれども、例えば行事を見直す、また事務事業の見直しというのはもう本当に不可欠だと思います。

新年度、町単費の補助教員を小学校に1名ずつ増員をしていただくと、それ以外にも本当に宇治田原町におかれては町単費の学力充実なり補助教員を町で配置をしていただいておりますので、それについては大変評価をするものですが、例えば他府県で配置をされております小学校の音楽の先生とか体育や家庭科などの専科教員、これを府の費用できちんと配置をしてもらえれば、担任の先生の空き時間もできますし、非常に休憩にもなるし、教材研究やテストの採点などにも時間が使えるということになるかと思えます。

府や国に対して、教職員の働き方改革を実態に即したものになるように、町からもしっかりと意見を上げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 現在、連携推進加配としまして、中学校英語教員が小学校の英語授業を支援しています。これにより、小学校に授業に行く時間、中学校の英語教員が1名減りますので、町単費で中学校に英語教員を1名増員しております。

次年度につきましては、京都府に対しまして、小学校に専科の英語教員を配置することや、他の教科で中学校から小学校に授業に行く教員を1名加配してもらうことを要望しております。

また、国の事業である教員を補助するスタッフを小学校に配置するスクール・サポート・スタッフの配置についても府の教育委員会に要望しており、教職員の働き方改革が実効性のあるものになるように働きかけております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） よろしく願いをいたします。

それでは、最後に農業振興について、有害鳥獣対策についてお聞きをいたします。

電気柵や金網柵で対策をしているにもかかわらず、イノシシによります水稻被害や畔や農道法面の掘り返し、また鹿による野菜や水稻への被害が後を絶たず、農家の皆さんは非常に苦慮をされております。このままでは生産意欲を失わせることとなり、荒廃農地が増える要因ともなっております。

特に、郷之口地域におきましては、新名神高速道路の工事が進められておりまして、有害鳥獣の生息場所に影響を及ぼし、今後ますます圃場整備区域内への侵入が増加するのが心配をされております。また、近年では人家のそばまで出没し、人的被害も懸念をされます。先ほど藤本議員からもございました、通学路にも出没しているということでございました。

以前から、現に近隣の京田辺市や宇治市、甲賀市で実施をされておりました大変大きな効果を発揮しています、フェンスで山裾を囲うことを提案してまいりました。また、昨年12月には、郷之口営農集団より要望書が提出をされております。郷之口の圃場というのは、本町の中でもモデル的な優良農地であり農業振興地域でもあることから、田原川の堤防敷に金網等の鳥獣防止柵を設置するよう求められているところでございます。

町も、金網柵による鹿等の侵入防止策は非常に効果があること、また何らかの対策が必要であるとの認識を示していただいております。対応策についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現在、本町では、農作物を守るために電気柵等の設置や追い払いの防除対策を実施し、また、檻の設置や綴喜猟友会宇治田原支部に有害鳥獣駆除の委託をし、有害鳥獣の捕獲を実施しております。

現在、これらの取り組みの実施により、町全体では農作物の被害は減少傾向にあるものの、有害鳥獣対策につきましてはこれまで以上にしっかりと取り組まなければならないと考えております。

金網柵の設置については、被害防止に大きな効果があるものと認識をしておりますが、本町は、これまで鳥獣防護柵として主に電気柵が設置されてきました。

ご質問の、山裾に金網を設置する場合につきましては、森林施業の妨げや火災等の防災面、地権の関係を考慮する必要があるなど課題は多いものと考えております。また、田原川堤防敷への金網柵の設置につきましても、河川管理者とも協議をさせていただきましたが、困難であるというのが協議結果でございます。

本町としましては、昨年6月に谷口整議員からご質問、ご意見をいただき、ご答弁申し上げましたとおり、当初設置した電気柵等の耐用年数が経過する平成32年度を目処に、圃場単位での金網柵設置による侵入防止対策を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 町はずっと、電気柵等の耐用年数である8年が経過すれば、また新たに国の補助事業採択を受けることができると、ずっとそう言うてきはったんです。

郷之口地区の今の電気柵というのは、お聞きしますと当初の平成23年度設置でありますことから、そのおっしゃっている平成32年、2020年度から交付事業による金網柵を設置することが可能となるということだと思っておりますが、しかし国の要綱を見てみますと、採択要件として、これまでになかった費用対効果を算出なささいということで、前年度に一定の被害がないとあかんというふうにしてあるんです。これほんまに大丈夫ですか。宇治田原町のこの耐用年数過ぎた場所については、本当にもう来年の4月からですよ、設置できるのか、その辺、本当に1年かけてもう万全の準備をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、平成32年度から国庫補助事業による圃場単位での金網柵設置により侵入防止策を図ってまいりたいと考えております。

当該事業の採択には、ご質問のとおり費用対効果は必要と聞いておりますが、平成32年度に初めて更新を迎えることから、その効果確認については詳細なところはこれから定まっていくものと思います。

いずれにいたしましても、次年度は平成32年度から取り組めるよう準備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 国の交付金の詳細についてはこれからやと、これから定まっていくというご答弁でございました。被害がなかったから採択できませんということにならないように、宇治田原町のような中山間地の農業の実情をもうしっかりと伝えていただいて、真に農家の支援策となるようにぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、今は国の補助の制度についてお聞きしましたが、次に町単独の補助事業についてお聞きをしたいと思っております。

宇治田原町の場合、事業費が総額10万円を超えるもの、受益面積が10アールを超えるものといった規定がございます。補助率は2割でございます。

例えば京田辺市では、受益戸数が2戸以上の場合で半額補助がされております。1戸の場合でも3割の補助がございます。また、補修や増設の場合も補助対象とされております。受益面積や事業費の総額についての要件の緩和と補助率の引き上げを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 平成23年から、地域の農業者で取りまとめられた要望により、国の補助事業を活用し、ほとんどの圃場が電気柵の設置をいただいていると認識しているところですが、ご質問の国の補助要件に満たない場合の町単独事業の要件につきましては、優良な農地として指定されている、または指定の見込のある農振農用地に設置する場合には、受益戸数1戸でも補助できるよう平成26年に緩和いたしました。

また、補助率の引き上げにつきましては、国庫補助事業を基本に進めてまいりたいと考えておりますので、現在のところ町単独事業の補助率の見直しは考えておりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○3番（今西久美子） 終わります。

○議長（谷口 整） これで、今西久美子議員の一般質問を終わります。

続きまして、垣内秋弘議員の一般質問を許します。垣内議員。

○4番（垣内秋弘） それでは、通告に従いまして、4番、垣内が質問をいたします。

4件ございますが、1件目は町長の施政方針についてお伺いしたいと思います。

平成31年度の施政方針は、今定例会の冒頭にお示しをさせていただきました。

平成31年度は、第5次まちづくり総合計画で前期4年の最終年、すなわち仕上げの年であり、本町にとってさらなる飛躍を遂げ、将来に向けて発展をすべき年と位置づけ、今後のまちづくりと町政運営に当たる西谷町長の手腕が問われる年と言っても過言ではございません。町政のリーダーとして、強い思いと基本的な考え方、決意を改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

私が町長として就任し、早いもので2期目の折り返しとなり、この間、百万一心の信念のもと、住民も行政も心を一つに「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりのため、町政のあらゆる施策に、とりわけ最重要三本柱の推進に全力で取り組んで

きたところでございます。

この三本柱の1点目「みちづくり」は、都市計画道路宇治田原山手線の整備、2点目は「拠点づくり」、役場新庁舎の建設事業、3点目は「未来づくり」、人口減少対策と移住・定住対策の推進、これら三本柱について、平成31年度も引き続きさらに力強く推し進め、取り組みの連関による相乗効果を最大限に発揮すべく各事業を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

また、平成31年度は、第5次まちづくり総合計画の前期基本計画及びまちづくり戦略最終年でもありますことから、その総仕上げに努めますとともに、今このまちで暮らす住民の方はもちろん、20年、30年、50年先の住民の方の未来のため、新時代に向かって躍進する宇治田原を目指し全身全霊で取り組んでまいる所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいまは、町長より町政の最重要三本柱と位置づける、1点目は「みちづくり」、すなわち都市計画道路宇治田原山手線の整備、2点目は「拠点づくり」として役場庁舎の建設事業、そして「未来づくり」として人口減少対策、移住・定住対策の推進を掲げ、平成31年度はさらに加速させて住民が将来に希望を持てるまちづくりをするために、輝く宇治田原の未来を築くため、第5次まちづくり総合計画に基づく重点事業に取り組んでいくと意気込みを述べていただきました。

その中で、1点目の山手線整備について確認をいたしたいと思います。

山手線は、全線で7,027mのうち供用されているところが宇治木屋線1,830mと国道307から緑苑坂857mで、合わせて2,687mで、現在ネクスコ西日本株式会社が工事中の緑苑坂大津間1,190mと宇治木屋線南から新市街地までの880mは、平成29年度から京都府が事業化し進めていただいております。残りは2,270mが具現化されていませんが、その中で新市街地内の540mは町施工予定区間で、その計画になっていますが、南から新市街地までの延長線上の新市街地ゾーンの540mも新庁舎供用開始時に何とか間に合わせることが望ましいわけではありますが、京都府が事業化していただいている南地域から新市街地までの880mの完成時期が、計画では庁舎完成より若干遅れるにしても、本町施工の新市街地内の工事を早急に進めなくてはなりません。

具体的なスケジュールを早急に示していただくことが、ひいては府の事業を前倒ししていただくための前向きな姿勢であると思うところでございます。新市街地内における山

手線の実行計画を早急に作成して進めていただきたいと思います、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 宇治田原山手線の京都府による一部事業化までの決定に際しましては、垣内議員には住民会議の役員として再三にわたり要望活動にご尽力をいただき、まことに感謝申し上げる次第でございます。

質問の新市街地内の宇治田原山手線整備につきましては、京都府が平成29年度に事業化を決定いただいた時点で、ご指摘の540mのうち京都府事業区間から南北線までの200mについて同時に整備を進めていくといった方針決定に基づき事業を進める予定でございます。

現段階では、京都府事業が平成33年度末の供用に向け事業進捗を図っていただいておりますことから、本町といたしましても、1日も早く同時供用できるように事業を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

本町施工区間の想定される整備スケジュールとしましては、道路詳細設計を終えておりますことから、供用時期から逆算いたしまして、工事を仮に平成33年度実施といたしますと、前年の平成32年度中には用地取得に取り組む必要があると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、京都府事業の事業実施方法の影響を受けるところも大いに想定されますことから、これまでどおり京都府と十分連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

また、残る約340mの区間につきましては、以東の宇治田原山手線の事業化が未確定の中、沿線の土地利用が整備の条件となるものと考えておるところでございます、沿線の土地利用を早期に進めていただくことといたしますと整備を急ぐ必要があるところがございますけれども、土地所有者の意向が大きく影響いたしますことから、この点につきましても十分ご相談させていただく中で、投資効果が早期にあらわれるような整備となるように計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 新庁舎は、平成32年度に供用開始されるわけですが、周辺道路の中で、やはりメイン道路となるのが宇治田原山手線であります。ただいまは、平成32年度中に用地取得に取り組む必要があると言われてましたが、少なくとも平成32年

度の上半期ぐらいを目処に用地取得し、早期着工に結び付けていただきたいと思います。

また、残る340mとあわせて、京都府が事業主体として取り組んでいただく1,730mを早期に事業着手していただくよう、強力に府のほうへ要請お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、2件目でございますが、新市街地の開発についてお伺いしたいと思います。

新市街地の開発が、新庁舎を皮切りに具体的に動き出しました。先般1月18日には、須河車体株式会社が工場進出に伴う地元説明会を開催し、今後の取り組み方針について概要説明され、今後一気に動き出そうとしております。

私は、前々から新市街地が開発され企業誘致等、有効活用されることは前向きに歓迎する立場であります。一方で、周辺地域住民への環境面を主とした課題解決と条件整備が必要になってまいります。そこで、周辺地域への課題についてどのように考えておられるのかお伺いします。

須河車体の開発を例にとりますと、一つは洪水調整池からの放流についてでございますが、今後、検討されているのは6-1号線の側溝を通り下流から糠塚川へ放流すると伺っていますが、水量に見合った側溝が必要であると考えますが、経路及び規模ほどの程度を見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 開発に伴う治水対策につきましては、開発指導において重要な課題であると認識しております。

総合的な治水対策として、河川改修を実現することが最も有効な手法ではありますが、現時点では調整池の容量や放流量、放流経路やその規模についても協議を実施しており、河川に負荷をかけないよう進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 糠塚川の河川整備については、開発に伴う治水対策は大変重要であると認識していただいておりますが、現時点では、調整池の容量や放流量、放流経路等の規模については協議をしているとご答弁をいただきました。これから1年余りの中で全て行わないと、須河車体も新庁舎同様、平成32年供用開始と聞いておりますが、間に合わせるためには十分検討と連携をとりながら、地元地域に対してもさらなる理解と合意が得られるような形で工事を進めていただきたく、そのように思うわけでございますが、この問題は以前から問題提起いたしておりますが、糠塚川は府が管理する一級河川であるがゆえに、

過去幾度となく浚渫を4、5年に1回ぐらいのペースで実施していただいております。あわせて、部分的に護岸の補強等も実施していただいておりますが、曲がりくねった河川と少しフラットなところはすぐ土砂が溜まり、底浅の状態になっております。

過去には、氾濫の危険な状態を何回も経験している中で、開発が進めばますます危険性が増すことも想定されるわけでございます。そういった中で、河川管理については従前以上にシビアな管理と対策が必要と考えます。今後どのように対応していくのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 住民の安心・安全が何よりも優先されることは、町も京都府も同じ思いであります。

京都府管理河川につきましては、短期的対応として浚渫や部分的な護岸補強等を、長期的な対策として河川の全体整備を従前より強く要望しており、引き続きお願いしているところであります。

開発の有無にかかわらず、雨水・治水対策については、下流域の安全を守るため大変重要であります。

当該区域は、町の新市街地として重点的に整備を行うことから、引き続き改修の必要性を京都府に対し訴えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 袋谷川及び糠塚川は、いづどこを見ても、これで安心という状態のものはなかなか実現しません。言い替えますと、課題の大変多い河川であります。引き続き京都府に対してフィードバックしていただくことをお願いしておきます。

あわせて、新庁舎周辺を含めた南及び北部分については、東側全体が開発されたときの最終形を想定して袋谷川、あるいは糠塚川に流れる水量を調査・研究をした雨量計算で対応を願いたいと思います。

さて、新市街地において、須河車体株式会社が企業進出の具体的な計画を開示されましたが、これに続く第2、第3の企業進出が待たれるわけであります。

近隣市町においても、新名神を背景に大きく変貌しようとしています。聞くところによりますと、近隣市町の工業団地開発は好調に推移し、瞬く間に入居が決まる状況にあると言われております。

シビックゾーンにおいては、山手線や第一南北線の道路が完成すれば、シビックゾー

ン内の西側においても整地の見通しがつけば、新たに進出する企業も出てくるものと思われます。

そこで、本町においては、将来に市街化を図っていくべき地域として新都市計画が決定された新都市ゾーンに位置付けています第2南北線を中心としたにぎわい創出ゾーン、第3南北線を中心にしたものづくり創造ゾーンが、宇治田原山手線の整備と合わせた一体的なまちづくりを進める拠点として位置付けられておりますが、おのおの拠点づくりを進めるにしても、道路整備と拠点づくりは切っても切れない相関関係と相乗効果を生み出すわけではありますが、今後、将来に向けて本町を一層発展すべきターニングポイントになることは言うまでもありません。そのことが、町長が重点課題として取り上げられている人口減少対策にもつながると思うところでございます。

今から大きなアドバルーンを上げ、西谷町長みずからが将来に向けてのまちづくりを積極的に推進すべきだろうと思います。今申し上げました開発計画を具現化するため、町長のお考えとあわせ今後のまちづくりの礎にさせていただきたく期待するところでございますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

第5次まちづくり総合計画や都市計画マスタープランを実現するため、平成29年度及び平成30年度に都市計画の変更を行い、本町の将来都市像を住民の皆様と共有してきたところでございます。

シビック交流拠点につきましては、新庁舎や須河車体株式会社様の移転が予定をされておりますほか、新名神の供用や南北線、また宇治田原山手線の道路整備を見据えた土地利用の問い合わせが現実としてあるところでございます。正式に決まったものではないものの、注目や興味を持っていただいていることは間違いないところでございます。

議員ご指摘のとおり、第2、第3南北線を予定する準工業地域のにぎわい創出拠点や工業地域のものづくり創造拠点の土地利用が、先ほども申し上げました最重要三本柱の「まちづくり」である宇治田原山手線全線の整備に大きく寄与することはご承知のとおりでございますし、そうした土地利用による雇用の創出から「未来づくり」の移住・定住促進や土地利用による税収増から安定的な財政運営にもつなげていけるものと考えておるところでございます。

繰り返しとなりますけれども、三本柱の取り組みを力強く推し進め、20年、30年、50年先の明るい未来へ向けた施策を軌道に乗せることは私に課せられた使命であると認

識をしております、全身全霊で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

そのための取り組みにつきましては、タイミングを大切にすることで早期の土地利用が図れるよう、多くの方々のご協力もいただく中で積極的に活動してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 宇治田原山手線が当初計画されたのが、平成3年に都市計画道路山手線として計画されたわけですが、そして二十数年かけて、今やっと京都府が事業主体で事業を具現化していただいております。周辺道路網が整備されることにより、一気に開発が進み発展を遂げます。過去には夢のようなことが現実にも実を結ぶときであります。今、第2、第3の南北線の話をしてしまうと夢のような話に思えますが、山手線との相乗効果で、決して夢ではないような気がいたします。

町長が今述べられた20年、30年、50年先の明るい未来へ向けて軌道に乗せることが私の使命であると認識していることを力強く公言していただきました。そのためにも、構想をもって具現化していただき、一步ずつ前進していただきたいと思っております。

それでは、次に、3件目の地方創生について、地方総合戦略についてお伺いしたいと思います。

国の方針である地域創生は、人口減少を食い止め地域を活性化する目的で全国一斉に取り組んでまいりました。

宇治田原町地域創生総合戦略も、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画のもと、種々取り組みをされていますが、平成31年度は区切りとなる仕上げの年となります。現状での成果と課題についてどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 本町におきましても、国の方針と同様に人口減少対策と地域の創生を重要な課題と捉え、その解決に向け平成27年度に本町のまちづくりの基本的な指針である第5次まちづくり総合計画と一体的にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

総合戦略の中では、「まちに若者を呼び込み、働く場を確保する」、「若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む」、「地域で見守り、安心して暮らしやすいまちをつくる」の3つを基本目標とし、それら目標達成のためのまちづくり戦略に具体的な施

策の内容を定め積極的に推進してきたところ、今年度までに全掲載施策数の9割を超える内容について取り組みに至っているところであります。

また、各施策の実施により、達成すべきまちの姿をあらわす数値目標であるいわゆるK P Iにつきましても、おおむね順調に目標値に向け推移をしておりますが、究極のK P Iとも言えます人口増が顕著にあらわれるまでには至っていないところであり、引き続き効果的な施策展開を図っていく必要があると認識しているところでありますので、ご理解、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいまは各種事業に取り組んでいる中で、重要業績評価指標、K P Iに基づき評価していただいておりますが、究極のK P I、すなわち人口増が顕著にあらわれるまでには至っていないということでもあります。

全て人口対策に結びつけばよいわけですが、なかなかそうそう成果が出るものでもございません。人口減少対策は、ほとんどの市町で人口が減少している中、各市町の取り組みとしては裏腹に、一定の条件さえ整えれば必然的に増加するところもあります。一方で、目標値には達していないと判断されているところについては、目標値の見直しも余儀なくされている市町もあるように聞いております。

いずれにいたしましても、本町は厳しいとはいえ、目標値に向かって絶えず努力をしながらまちの活性化にもつながるよう取り組んでいただきたいと思います。

本町の基本スタンスは、ハートのまちを旗印に、第5次まちづくり総合計画に位置づけた土地利用構想に基づくハード整備を進めていながら、交流人口増を目標にした取り組みもされてきましたが、目に見えた成果は難しいところでございます。

本町の場合は、基幹産業であるお茶を売りものに、昨年度取り組んだお茶の京都を今後もターニングポイントに取り組んでいく必要があります。他方、今後、新名神の開通を見越して、どれだけの人がこの宇治田原に来てくれるかわかりませんが、本町がさらに魅力あるまちづくりをするために、働くところ、住むところ、観光客の誘致受け入れ等、整備も必要であります。

政府は、2020年度から向こう5年間、地方創生第2弾として活動を継続する方針も検討されておりますが、本町も乗り遅れないようにうまく活用できるよう、早目の研究も必要と思います。本町が活性化し、今後のまちづくりの礎にさせていただきたい訳であります。今後の対応へのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 議員ご指摘のとおり、国においても地方創生のさらなる充実・強化に向け、次期総合戦略の策定に向けた調査・分析を進められているものと把握いたしております。

先ほど課長もご答弁申し上げましたが、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、まずはまちに人を呼び込み働く場を確保し、元気なうじたわらっ子を育み、安心して暮らしやすいまちをつくるというストーリー性を有した移住・定住の取り組みを、国の地方創生関係交付金などの有利な支援制度も最大限活用しながら進めてきたところでございます。

折しも、本町におきましては平成31年度に総合計画の前期基本計画及びまちづくり戦略の計画期間の満了を迎えるところではありますが、住民の皆様のご意見をお聞きしながら改定を進める中、これまで同様に国の動向を踏まえつつ、本町の実情に応じた地域創生を進めるための施策を位置づけるとともに、有利な制度活用も図りながら推進し、今後のまちづくりの礎としてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） この種の活動は、非常に地味な取り組みの積み重ねで成果に結びつける部分があると思います。本町の魅力をさらにPRし、まちの活性化にもつなげていただきたいと思います。

それでは、4件目の学習指導に伴う英語教育についてお伺いしたいと思います。

2020年度から新学習指導要領が全面実施されますが、その内容では、小学校の英語教育の内容が一部変わります。

そもそも、英語教育は2008年3月告示の現行の学習指導要領に基づき、小学5、6年生を対象に外国語活動として始まり、先行実施期間を経て2011年度には完全実施となりました。2020年度からは、小学3年生から必修化、小学5年生からは教科化が完全実施することが決まっており、その流れは低年齢化されてきました。

移行期間を考えますと、2019年度から何らかの準備とそれに向けたアクションが必要だと思いますが、ALT及び教職員の体制づくりを含め、準備状況と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小学校の外国語教育につきましては、2020年度から小学5、6年生は英語科として実施され、現在の外国語活動より年間35時間増、小学3、

4年生は外国語活動が35時間新設されます。今年度から既に移行期間は始まっており、文部科学省では小学3、4年生には年間15時間、5、6年生には年間50時間の外国語活動の先行実施を求めています。これは最低基準であり、本町の両小学校では、今年度から完全実施時と同様に3、4年生は年間35時間、5、6年生は70時間の外国語活動を実施しております。

授業に当たりましては、両小学校ともに現行の学習指導要領に新学習指導要領の内容を加えた年間指導計画を作成し、教材、教具の開発については文科省の外国語活動用教材を基本に、小学校担任、ALT、中学校英語科担当教員が協議をし、児童の実態に合わせた教材開発や指導法の工夫に努めているところでございます。

また、児童の外国語に対する興味関心を高め、主体的にコミュニケーションを図る態度を養うため、ICT機器やデジタル教科書を有効に活用することを心がけています。

次年度も、本年度同様の取り組みを進めるとともに、さらに教員の研修を重ねることで、より充実した外国語教育を推進したいと考えております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 小学校における外国語授業、すなわち英語授業の本格的な導入により授業時間が増加いたしますと、他の教科への影響も懸念されますが、全体のバランスをとる中でどのように生み出していくのか、ご見解をお伺いしたいと思いますし、ちなみに、小学校3年生以上は現状よりおのおの年間35時間が増加する予定ですが、どのように対応しようとされているのかご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 議員ご指摘のとおり、新学習指導要領が完全実施されますと、小学3、4年生は外国語活動、5、6年生は外国語、英語の授業により年間35時間の授業が増加いたします。その対応を検討するため、本町では平成29、30年度の2年間、文部科学省の指定を受け、両小学校でカリキュラムマネジメントのあり方に関する調査研究を行い、新学習指導要領完全実施後の児童の学習意欲を高め、より教育効果の上がるカリキュラムの創造について研究をしてきたところです。

2年間の研究を通して、児童の負担感が少なく生活リズムも崩さず、教師による指導内容の差も出にくい1日10分のモジュール授業を宇治田原スタンダードと位置付け、35時間を生み出してまいりました。

本年度で研究指定は終了いたしますが、次年度も継続して取り組む中で、さらに改善点や工夫できる点を見つけ研究の成果をベースにしながら、他校の取り組みや文部科学省

の動向も踏まえた上で、2020年の小学校新学習指導要領完全実施に備えたカリキュラムマネジメントに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 先ほども言いましたように、外国語教育についてはますます低年齢化、高度化がしてまいります。児童生徒が好み進んで学ぶような体制づくりをぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて垣内秋弘議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。この際、5分程度の休憩としたいと思います。再開は午後2時45分再開したいと思います。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時45分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○1番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目は、子育て施策についてです。

1つ目、子育て施策への取り組みについて伺います。

宇治田原町では、ここ数年、毎年産まれてくる誕生児全てを把握できているという報告をいただいております。これは小さい町だからこその強みでもあるのかもしれませんが、職員の方々の努力や思いが積み重なってできたことと感謝しております。

こんな中、児童虐待での死亡事件がたびたび報道され、悲しい気持ちでいっぱいになります。国会でも議論されているように、厚生労働省と文部科学省が連携して学校現場や教育委員会、児童相談所や警察等々の具体的な取り組みを進めようとしています。そういう整備の中でも、特に出産後から1年くらいまで虐待死が起こる確率が高いとされるこの時期の子育て環境が特に大切で、その親子関係を良好にしていけるのが子育て支援センターの大きな役割だと思っております。

近年、虐待の要因の一つとされる親の孤立や産後うつに対応するため、保健師などの専門家が妊娠から出産、育児まで切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラ、これはフィンランドの公的な子育て支援制度に倣った制度で、相談する場所、アドバイスの場という意味ではありますが、2018年4月には761市区町村、1、

436カ所まで広がってまいりました。今年度もさらに拡大されていくと思います。宇治田原町でも、子育て施策は妊娠、出産、子育てと切れ目のない継続した取り組みをと、子育て支援センター、保健センターを中心にさまざまな連携のもと事業を進めていただいております。

声をかけ合える地域でのつながりや、子育て世代を孤立させない取り組みなどがさらに必要となってきた今、今後、また次年度の子育て施策への思いをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 児童虐待事件は後を絶たず、尊い子どもの命が奪われるたびに悲しくやるせない思いになりますが、核家族やひとり親世帯、共働き世帯の増加により、親族や周囲のサポートを得られないまま母子が孤立し、配偶者からの暴力や母親の産後うつがあるなど、児童虐待の背景には子育て家庭内でのさまざまな課題があります。このような状況においては、子育て家庭の孤立を防ぎ、親の子育てに対する負担感を軽減するために、妊娠から出産、子育てへと切れ目のない支援が重要であると改めて実感しているところです。

現在、母子手帳の交付時に面談を行う中で必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、安心できる出産や産後の育児につなげていけるよう、保健センターと子育て支援センターが連携した子育て世代包括支援センターとしての取り組みを進めているところです。

次年度におきましては、産前・産後の継続的なサポート体制の充実を目指し、産後の母親のレスパイトケアのための一時保育事業の活用や、育児物品を詰め合わせた育児パッケージの配付、また年長児の就学支援プログラムや保護者向けの子育て支援プログラムの実施など、保健センター、子育て支援センター、保育所が一体となった新たな取り組みを検討しているところです。

今後におきましても、町の未来である子どもの誕生を心から祝福し、行政をはじめ地域全体で子育て家庭に寄り添い、親身に支える宇治田原版ネウボラと言える仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 子育て世代包括支援センターとしての取り組みは、子どもたちだけでなく、その周辺の大人たちのケアも含めて取り組まなければいけないとの思いをご答弁から感じます。まさにそのような取り組みが必要な時代になっていると思います。地域全体で子育て家庭に寄り添い支える取り組みとして、各地域での子育て広場の開催増や、

毎月開催していただいている認知症カフェ、元気はつらつ体操などへの親子またお孫さんとの参加なども、多世代交流ができるよい機会ではないでしょうか。

地域で、町全体で子育て世代を孤立させない、そのような取り組みの一つとして、普段の生活行動からの何気ない見守り、例えば庭の手入れをしながら、玄関を掃除しながら、井戸端会議をしながら、散歩をしながらなど、何かをしながら地域の子どもたち、親子や近所の見守りをする、ながら見守りという取り組みを行っている他自治体の地域もあると聞きます。これからも全庁的な各部、各課との連携で、さらに宇治田原町らしい、また宇治田原町に合った宇治田原版ネウボラの仕組みづくりをお願いしたいと思います。

次に、子育て情報についてお聞きいたします。

年々変わっていく国の政策や町の事業の中で、子育てについての情報を見やすく、わかりやすい情報誌にと取り組んでいただいております。最近ではスマートフォンなどの情報を利用する方が多くなり、特に若いお母さん方はそういう傾向があるともお聞きしますが、これからの子育て情報の発信についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 子育て支援に係る情報発信については、妊娠、出産、子育ての各ライフステージで必要な情報を集約した子育て支援のしおりを作成し、母子手帳の交付時や転入時にお渡ししています。また、広報紙への折り込みチラシ、ホームページやブログを通じての各種子育て情報の発信を行っておりますが、現状では紙媒体が中心となっており、ホームページ等の電子媒体を活用した情報発信のさらなる充実を図る必要があると認識しているところです。

近年では、大半のお母さん方はスマートフォンを活用されており、欲しい情報がその場で得られる時代となっておりますので、本町の子育て支援の情報についても手軽に入手していただけるよう、ホームページへより多くの情報を掲載し、デジタルブック機能など、見ていただきやすい環境の整備を進めていきたいと考えております。

また、京都府の子育て応援パスポートアプリ「まもっぷ」でも府内のさまざまな情報が発信されておりますので、本町の情報の積極的な掲載と利用の促進を図るとともに、子育て世代のニーズを把握しながら、スマートフォンを活用した町独自の情報発信手法についても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 子育て世代の方々が必要な情報をいろいろな手段で得ることができよう、情報の発信についての調査研究をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援センターの移転についてお伺いいたします。

いよいよ明年、新庁舎とともに子育て支援センターや保健センターが立川に移転します。子育て世代が待ち望んでおられる大きな公園、また遊具のある公園がいよいよ実現してまいります。こういった施設や公園などに、ハートのまちに合う心のこもったネーミングをと考えます。また、春には、町のどこよりも空が近い場所の施設として、空いっぱいこいのぼりを上げてみるなど、子どもたちが歓声を上げ、通る方々にも目を引くようなイベントをぜひ行っていきたいと考えます。住民の皆さんが参加して、住民の皆さんも巻き込んで、我が町の自慢できる場所として仕上げていく時期だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

多くの子育て世代の皆さんが待ち望んでいただいている新庁舎に併設し建設予定の保健センター、子育て支援センターにつきましては、私も山内議員の思いと同じく、子育て世代のお母さん方、そして、何より宇治田原の宝であります子どもたちにとっての素晴らしい空間となるように思い描いているところです。

現在計画をしております保健センター、地域子育て支援センター棟につきましては、日常的な利便性に配慮し、木造平家建てで温もりのある施設として計画いたしております。保健センターにおきましては、指導室や診察室、検査室を近接させ、調理室や事務室を効果的に配置しており、地域子育て支援センターでは、広場に面して設置する子育てプレイエリア、遊具の設置を予定しているふれあい広場など機能的なレイアウト、また、駐車場エリアとの区分により安心して遊べる屋外広場など、利用者の安全に配慮した外構スペースも予定しているところでございます。

今後はさらなる事業充実に努め、住民の健康増進、子育ての情報発信等に努めていくこととしており、来年の竣工に当たりイベントについても考えていく必要があるかと考えますが、子育ての拠点施設の一翼を担う施設となるよう努めていきたいと思っておりますので、今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 住民の皆さんが喜んでいただける、また利用していただける施設としての取り組みと、わくわくするようなイベント等の開催をご期待し、子育て施策についての質問を終わります。

次に、防災減災対策についてお伺いいたします。

1つ目は、避難訓練とリーダーの育成についてでございます。

防災訓練については、宇治田原町地域防災計画に基づき日々努めていただいている中、情報伝達の研究、町防災訓練など有事の際の整備も行っていただいております。

想定外の自然災害が起こっている今、やはり住民の一人お一人がもう一度、いつ起こるか、いえ、いつでも起こり得ると考えて災害に対しての意識を持ち、いざというときに備えることが大切と考えます。まずは節目、1. 17や3. 11、9. 1、防災の日などでの啓発が一つの機会だと思います。

また、意識を強くしていただけるように、どの年齢でも参加していただけるような訓練を行うことが必要ではないかと考えます。例えばシェイクアウト訓練など、これは姿勢を低く、頭を守る、動かない、これは地震時まずとるべき行動訓練で、それからどうするかを考えるとというものです。これは短時間で行えます。神戸市では定期的に行われており、木津川市の小学校でも行われていたところでした。

防災は、まず自分や家族の命を守る行動、自助から始まります。防災計画にあります自助・共助・公助の役割分担による防災力の整備の中で、住民による自助や自主防災組織による共助として防災訓練、避難訓練への積極的参加とあります。さらなる防災意識の向上を目指す上で、より参加しやすい訓練や講座などを行っていただくこと、またその情報が得やすい対策が求められるのではないのでしょうか。お考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 近年、全国各地での大規模災害や、昨年に発生しました大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、台風のたび重なる接近など、いつどこで災害が発生するかわからないのが現状であります。これまでの大震災や豪雨災害、土砂災害といった災害を教訓として、行政としては考えられる災害に対応した取り組みを進めていくことが必要不可欠であると考えております。

このような中、今年度は東日本大震災が発生しました3月11日には、災害時相互応援協定を締結しています市町と情報伝達訓練を、また町職員全員に対しまして職員参集メールを試験送信するなど、訓練を通じて防災意識の高揚も図ってまいります。

また、ご質問にもありましたシェイクアウト訓練などにつきましては、整備が完了していますIP告知システムなどを有効に活用する中で、関係機関とも十分協議をし、検討してまいりたいと考えております。

自主防災組織の防災意識の向上を目指すことは大変重要なことであり、これまでから

も防災研修や情報提供、自主防災訓練の支援を行ってまいりましたが、さらに各自主防災会のニーズを的確に把握する中で、取り組みを進めやすい体制の構築に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） お一人お一人の防災意識向上を促すきっかけとして、また自主防災会でも活動を行っていただく上では、リーダーの育成が必要になります。今後さらなるリーダーの育成を行っていただき、自助そして共助の強化をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 自分たちの町は自分たちで守るという自主防災の必要性、重要性を認識する中、防災士や自主防災リーダーが地域防災の要として、各地区自主防災会でのアドバイザーあるいはリーダー的な立場など、地域防災の牽引役としてご活躍いただいているところでございます。

そのような中で、町といたしましても、防災士を対象とした研修会の開催や、区長会研修と連携とした区自治会の防災士や防災リーダーへの防災研修を実施するなど、地域で活躍いただく方々の研修事業を実施してきたところでございます。

今後、区、自治会や各自主防災会のご意見をお伺いする中で、リーダーの育成も含め、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 防災士や防災リーダーの育成に力を入れていただく中、新たなリーダーの発掘や広くリーダーを育成することもお考えいただき、取り組みを進めていただくようご期待申し上げます。また、誰でもが参加しやすい訓練の研究と設定をお願いします。

防災について、日本世論調査会が行った調査結果でも、自然災害に恐れを感じている人は77%に上がるのに、実際に避難訓練などに参加している人は35%、災害発生時に自分がとるべき行動を決めている人も50%程度にとどまっているとのことでした。東日本大震災の際、岩手県釜石市の鶴住居地区にある小学校と中学校では、子どもたちが「命てんでんこ」（自分の命は自分で守れ）の標語どおり、率先して高台に逃げ、全員助かったことは釜石の奇跡として知られています。でも、地元ではこれは奇跡ではなく、釜石の実績と言われています。子どもたちは日頃から高台に逃げる訓練を日課として実践してい

たのです。それが生きたということです。まさに日頃の備えに勝る対策なしです。

今後も、引き続き住民の皆さんの防災減災への意識向上のため粘り強く取り組んでいただくよう求め、次の質問に移ります。

火災報知機の設置についてです。

防災意識を啓発する上で、地震や豪雨、台風などの自然災害とともに、人災とも言える火災についての意識も大事だと思います。火災、火事は人の命、大切なものを全て焼き尽くしてしまいます。また、耐震や水害対策ができていない住宅地では、防災対策として特に気をつけなければいけないことだと思います。

2006年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅の居室や階段上などにも住宅用火災報知機の設置が義務付けられました。既存住宅についても、遅くとも2011年5月中までに設置することが義務づけられました。設置義務化に伴い、東京のある村では、全国に先駆け世帯全戸に設置を完了したところもあります。全国設置率は、2014年、79.6%、2015年81.0%、昨年の2018年6月時点で京都府内の設置率は87.1%と全国の81.6%を大きく上回り、全国7位となっています。これは火災報知機を1つでもつけている住宅なども含まれた設置率です。しかし、この住宅用火災報知機の設置が義務化され、その当時に設置されたものは寿命を迎えております。電池切れもありますが、本体の寿命はおおむね10年と聞いています。

万一の火災に早く気づき知らせる住宅用火災報知機は、焼死者防止、火災早期発見の決め手です。火災報知機なしに、また作動しない場合では火災時死者の37%を占め、死亡率は2倍とも言われ、京都府では設置している場合、死者の発生は4割減、被害もおおむね半減するという分析もあります。

宇治田原町の設置状況、また期限切れを迎えている住宅用火災報知機の更新対策と、さらなる推進についてのお考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 平成18年6月1日に消防法が改正され、京田辺市火災予防条例で、新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅等は平成23年6月1日から住宅用火災警報機の設置が義務付けられました。

設置率につきましては、京田辺市消防本部による平成30年6月時点での調査で73%となっていますが、全戸調査ではなく、管内の市町ごとの設置率は出ていないところでございます。

また、質問にもありましたが、設置後10年を目安に取り替えが必要とされています

ことから、本町では平成27年から毎年、町広報紙におきまして、「住宅用火災警報機は10年を目安に交換を」と見出しをつけ、交換のお知らせを掲載してきました。消防庁や京都府のホームページにおきましても同様の啓発記事を掲載されており、呼びかけを行っているところでございます。

今後につきましても、火災発生による逃げ遅れの防止、また被害を最小限におさめるためにも、京田辺市消防署宇治田原分署と連携する中で、住宅用火災警報機の交換の広報を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 特に今、乾燥と風の強い春の季節は火災による被害が心配されます。先日も消防分署の広報車が注意喚起のアナウンスをしながら回っていただいております。防災意識の一つとして、今後も定期的に住宅用火災報知機の設置促進と適正な活用の啓発をお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、谷口重和議員の一般質問を許します。谷口議員。

○9番（谷口重和） お疲れのところではありますが、9番、谷口が通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、大型施設の誘致について。

今現在、宇治田原町には他市町村に比べ、これといった国や府の大きな公共施設がありません。そこで、大型施設、特に公共大型施設の必要性を提唱いたします。

まずは、自衛隊の誘致であります。

その1つとして、大久保駐屯地の誘致であります。

大久保駐屯地の面積は約39ヘクタール、宇治田原町工業団地のおよそ半分ぐらいの面積で、確保は十分できる範囲にあります。大久保駐屯地は陸上自衛隊の施設団の一つで、第4施設団などの駐屯する陸上自衛隊の駐屯地でもあります。また、中部方面隊隷下であり、方面隊の各部隊に施設作業支援や災害派遣を任務とするほか、国際貢献活動及び民生協力も行います。演習場は本町からも近い長池演習場も利点の要因で、隣県の奈良県には陸上自衛隊の駐屯地が都道府県で唯一所在していないため、奈良県への災害派遣は当駐屯地が担当していることからしても、本町は最も条件面からしても最適であり、国益からしても望まれるところと考えます。

平成17年に宇治市、城陽市、井手町、宇治田原町、2市2町での合併協議が、平成19年11月に解散に至る間にも、駐屯地の移転が検討されたそうであり、今も宇治市には大久保、黄檗に駐屯地が存在しており、駐屯地移転に前向きであると思われます。

駐屯地が来れば、デメリットよりもメリットがすこぶる多く望まれます。基地交付金を受けられ、官舎ができれば人口増にもつながり、駐屯地の年間イベントは、花火大会、盆踊り、戦車高機動車、ヘリコプターなどの体験機乗、桜祭り、夏祭り、少年野球、少年サッカー大会、各種訓練見学などまだまだあり、本町の活性化にも大きく寄与することは間違いないと確信いたします。

駐屯地が地元であれば、万が一災害発生時には救助活動をはじめ、災害支援活動も受けられ、本町にとって災害のよきパートナーとなるのは間違いなく、ほかにもいろいろと事業を共同化していけると思います。

駐屯地の移転が可能ならば、現在構想段階である新庁舎から工業団地間、新都市計画道路山手線の実現に向けてのインパクトになり、構想も一気に加速すること間違いありません。

また、以前提唱しておりました滋賀県と京都府を結ぶ琵琶湖京阪奈線という鉄道路線構想は、琵琶湖線、東海道本線の米原駅（滋賀県米原市）とJR学研都市線（片町線）京田辺駅（京都府京田辺市）を既存鉄道路線の活用と新線の併設で結ぶ構想。米原、貴生川、滋賀県甲賀市間は近江鉄道の本線を、貴生川、信楽、（甲賀市間）は信楽高原鉄道を改良、信楽、京田辺間は新線を建設することで、米原駅と京田辺駅を連絡する計画であります。もし災害時などでJR東海道本線が不通等の影響を受けたとき、鉄道貨物輸送の必要重要性の観点からもバイパス路線は必要不可欠であり、この路線を貨物路線として先行整備をし、その後、自衛隊も活用する単線路線として大いに期待ができます。宇治田原町のみならず、京都南部が大きく未来に向けて発展していくと考えます。

今年は宇治田原町から若人数人が自衛隊に入隊、入校されます。海上自衛隊に1人、陸上自衛隊に2人、そのうち女性が2人、男性が1人です。皆さんの活躍をご期待いたします。町議会といたしましても、有志10議員で自衛隊をバックアップする大久保自衛隊協力議員連盟を昨年発足し、関係を持つようになっております。

しかるに、公共施設誘致は名乗らなくては来てくれません。まずはトップセールスから。町長は府や国に与党に太いパイプを持っておられると常々聞き及んでおります。町長が動けば議会も動く。さすれば住民、企業全てが動く。オール宇治田原が動くと、近隣他市町もアクションを起こすはずであります。20年、30年、50年先、未来を考えた今、

特に大型公共施設の誘致を起爆剤に、人口問題、財源問題、交通、教育、医療、環境、各種問題や課題を克服する手段にしてはと考えます。全国に宇治田原町の名を知らしめるためにも、町長みずから行動をと考えますが、まずは町長の思いをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員のご質問にお答えを申し上げます。

自衛隊につきましては、国の安全のために活動いただく中で、近年は災害時の派遣対応、救助活動等においても重要な役割を持つ、非常に心強い存在であると認識をしておるところでございます。先ほどもお話がございましたが、つい先日は、本町から自衛隊に入隊、入校を予定される3名の方に対して、町議会の有志議員連盟の皆様とともに激励の場を設けさせていただいたところでございます。

また、琵琶湖京阪奈線という新線構想につきましても、本町においては、平成8年度より京都南部横断鉄道新線研究会を近隣市町とともに組織し、滋賀県側の組織とも連携しながら活動を行っておるところであります。

自衛隊駐屯地の移転誘致というご提案を含め、こうした大型公共施設の誘致が実現した場合には、本町のみならず、京都府南部地域全体のまちづくりに大きなインパクトをもたらすことが想定される大きな希望のある話であろうと存じます。まちづくりには夢が大事であることは私も考えを一つにするところではありますが、当面は本町のまちづくりに掲げる夢といたしましては、先の施政方針でも申し上げましたように、平成35年度予定される新名神高速道路開通のインパクトを最大限に活用した都市基盤整備を積極的に進めていくことであると認識をしておるところでございます。

ご指摘のとおり、さまざまな大型事業の推進には、トップセールスとして町長である私みずから先頭に立ち取り組んでいくことが何よりも重要であり、それは就任以来、私が一貫して持ち続ける信念でもございます。ご提案につきましては、今日の災害発生面から考えても、その重要性を認識するところではございますが、まずは本議会にご提案申し上げます平成31年度予算案に掲げた大型投資的事業をはじめとする施策を着実に推進する中で、20年、30年、50年先の住民の方々に対しても希望と責任が持てるまちづくりに、私が先頭に立ち取り組んでまいりたい所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） ありがとうございました。

自衛隊は、まずは町長に託しまして、次の質問に移ります。

2つ目は、ヘリ（ドローン）エアポートであります。

現代社会における交通手段は、主に地上による移動手段であります。しかしながら、近年中にはドローン開発により、物流はもとより、人までも空を行き交う時代となつてまいります。車社会においても、自動運転の時代が数年で訪れることは間違いありません。

そこで、宇治田原町の未来を考えたとき、近畿地方のハブ空港となるヘリ（ドローン）エアポートを本町に誘致することを強く提唱いたします。本町は近畿地方のほぼ中央に位置し、新名神高速道路の完成も間近に控えております。まずは仮称宇治田原インターからのアクセス、また陸上流通を利用し、ヘリエアポートより空からの物流配送が可能になり、その逆も行うことができます。

諸外国では、人が乗る空飛ぶ車も研究されております。国内においても空飛ぶ車を、2026年に、今、飛行距離20から30キロを飛行できる機体の量産を始めようとしている企業があり、その企業は、2023年からは大学や研究機関、富裕層等、限られた顧客から1機5,000万程度の金額で受注、販売を目指すそうであります。騒音の抑制や電池の性能向上が課題としていますが、昨年には無人機の屋外飛行試験に成功をしております。私たちの頭上をそうした物体が空を飛び交う日もそう遠くはありません。国はそのためのあらゆるルールづくりを急いでいると思われまます。

そこで、今このときがチャンス、全国初と思います。空のまち宇治田原、ヘリ（ドローン）エアポート誘致を声を大きくして発言をいたします。田舎であればゆえにできる構想、物流的、物理的、スケールのなどにも本町が一番地理的にも向いていると思います。

先ほどの自衛隊誘致と同様、町長の国や府の太いパイプを使っていただき、本案も誘致に向けて両手を挙げてトップセールスをお願いしたく思います。町長の思いをお聞かせくださいませ。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、ドローンエアポート誘致について、ご答弁を申し上げます。

ご提案ありましたとおり、本町は近畿地方のほぼ中央に位置しており、今年度に進めてまいりましたシティプロモーションにおいても、近畿の真ん中、都会と自然が近くにある「いいとこどりの田舎町」といったフレーズを使った広報媒体も作成したところでございます。

ご指摘のドローンにつきましては、近年の急速な技術開発の進展により、多くの分野

における活用のポテンシャルを秘めていることから、その活用に向けた需要も高まっているものと認識をしており、本町におきましても、他自治体の事例を踏まえ、その活用に向けた調査を進めておるところでございます。

こうした中、ドローンエアポートの誘致というご提案は、なかなか一足飛びには実現が難しいと考えますが、本町の地の利を活用した施設整備の視点は非常に重要であると考えておるところでございます。先ほどご答弁申し上げました大型公共施設の誘致と同様、その重要性をしっかりと認識する中で、すぐに取り組むもの、今後種をまくものの順序を見定めながら、関係機関に声を上げるなど、実現に向けた可能性を模索してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） ありがとうございます。

先の質問同様、町長の見解はよくわかりました。すぐに取り組めなければ、今後に種をまくものの順序を見定めながら、関係機関に声を上げるなど、実現に向けた可能性を模索していきたいということですが、どンドングローピングをしていただき、また、各方面に多くの種をまき、他の大型施設誘致をも含め、全ての面でポテンシャルは秘めております。宇治田原町の未来永劫のためにもよろしく願いいたしまして、最後の質問に移ります。

お試し住宅であります。

お試し住宅、モデルハウス吉岡邸が完全にリフォームされまして、宇治田原町に移住定住していただく用意ができ、本格的にスタートをしようとしている今が一番大事なときであります。そのお試し住宅、モデルハウス、手法としては優れていると言えますが、きれいになったお試し住宅に入居して、最長で6カ月間、次のステップに移るその住宅が移住者に喜んでいただけるか、そこに不安を感じております。移住定住に関して、他市町村とは異なる独自の魅力発信方法と、そして長期定住につなげるためにも、現在のハートの町宇治田原のアピール方法が悪いとは言いませんが、もう一歩も二歩も踏み込んだ他市町村にはないと思いますこの手法、形がハートのまち、宇治田原で対外的に発信するだけでなく、人情のまち、特に愛情のまち、The city of love宇治田原として全国に愛情便を発信してはと思います。

また、それと同じくして、町内各箇所人情、愛情などのサインボードをつくり、プラスして、宇治田原に来てよし、住んでよしなどの大きなウエルカム茶ッピーモニュメン

トも一考と思います。何より私は、人情、愛情の見えるまちが一番大事であると考えます。

ちなみに本町は、各区、各自治体、各班単位でのネットワークがあり、他市町村より優れたまとまった体制がとれています。特に人間関係が全て把握できていて、その付き合いは、助け合いの精神をはじめとして家族的であると思います。これほどの大きな財産、その体制を移住定住に生かさない手はありません。隣同士の付き合い、助け合いがあつてこそ定住化につながり、結果が出てくる要因の一つと考えます。

冒頭のモデルハウスに戻りますが、その不安といいますと、モデルハウスがあまりにも良すぎて、次の第2段階、ステップ定住の住宅が定住者に気に入ってもらえるかであります。もちろん改修の補助も承知していますが、その補助金内で賄えるのか、その点が不安と心配の種であり、現在登録の空き家はどれほどの状態か、また改修費用として補助額が見合うのか、把握戸を知り得ているのか、その点知りたいですが、それ以上にこの施策を絶対成功に導くためにも、あとの手段として数軒空き家を町が借り受け、モデルハウスのようにリフォーム、できる範囲で、そして満足していただける移住定住をしていただく。そのように、2段階、3段階と打つ手を用意しておく必要があると考えます。

言葉は悪いですが、以前、ふるさと納税を取り上げ、金の取り合い、また移住定住を取り上げ、今度は人の取り合いと申してまいりました。これが国策であれば、競争せざるを得ません。しかし、正当性を重んじてのことです。

当局、副町長はどのような手法をお考えかお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ご指摘をいただきましたとおり、本町への移住を希望する方に宇治田原町の良さを知っていただき、定住していただくためには、人情や愛情、隣同士のおつき合いといった本町の温かい地域性に溶け込み、なじんで住んでいただくことが重要であります。そして、移住者をお迎えいただく地域住民の方々のご理解が何よりも重要と考えております。その点、本年度に整備を進めてまいりましたお試し住宅につきましては、設置地域である南区内の近隣住民の皆様には非常に温かいご理解とご協力をいただき、まさしく人情、愛情の発信のモデルケースとなり得るものと、まずもってお礼を申し上げる次第であります。

おかげさまをもちまして、今回のお試し住宅は、体験居住の場としては非常に居住環境のよい物件となる予定であり、ご指摘のとおり、その後の町内での定住のためには、空き家バンク登録物件の拡充をはじめとする住む場所の確保と、よりよい居住環境のための支援が必要であります。その点、空き家等への対策、移住定住対策を総合的に推進する中

で、状況の把握とあわせて課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、お試し住宅の取り組みについては、先に申し上げましたとおり、住居を体験していただくことでなく、地域を体験していただくことに意義があると考えているところでございます。また、本町は同じ町内でも地域によって異なる暮らしを楽しめる、いわば田舎暮らしの多様性を有していることが、移住定住施策の推進において他市町村にない強みであると考えております。このため、まずは今年度開設するお試し住宅1軒を着実に運営する中で、今後も他地域の住民の皆様のご協力をいただきながら、どうすれば本町への移住希望の方がより多くの地域生活を体験できるか、引き続きその手法を考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） ありがとうございます。

先の質問同様、移住定住問題は宇治田原町住民全体で、表面だけでなく心から取り組む姿勢が肝心であります。そして、空き家バンク登録物件の拡充、関係地域での今以上の説明会、いろんな方法での周知など、特にこの施策はどこの市町村でも行っていることで、五十歩百歩ではだめなんです。ハードルを高くしても、スケールの大きな事業で対抗しなければと思います。

また、長く定住をしていただくためには、移住者に対する愛情プラス真心で接することが一番大事であり、各地域単位ブロック別に分けてプロジェクトを組んでいただき、いろいろと対策を協議してはと見え、要望をしておきます。

最後に、日本一幸せな「ハートのまち」宇治田原を目指し、移住定住を成功させるためにも、必要とする大型施設などの誘致であります。これを出しまして、私は本件を宇治田原大型施設誘致大作戦と銘打ちまして、一般質問を終わらせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これで、谷口重和議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○2番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が本日最後の一般質問を行います。

まず1件目は、子育て支援についてでございます。

子どもの医療費支援について、出生から中学校卒業までの子どもを対象に医療費の助成を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備

で、本町では中学校卒業まで月200円の負担で医療が受けられる制度になっています。

先日、2月11日の住民と議会の懇談会の中でも要望の一つに出ていましたが、子どもが大きくなるにつれて子育ての負担が増えていく日々であるという状況を見ると、全国的にも広がりを見せています。高校卒業までの拡充をしてはどうかと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 子育て支援医療費支給事業につきましては、子どもの医療費の助成を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、町独自で京都子育て支援医療助成制度に3歳から中学校修了までの子どもの通院に係る自己負担額分を上乗せして助成をしておるところでございます。

このような中、町長の冒頭のご挨拶にもありましたが、去る2月11日に開催されました住民と議会の懇談会におきまして、住民の方より、子育て支援医療費助成のさらなる拡充を含む子育てに関するご意見を頂戴したとして、既に議会から町長へ文書もいただいております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） そういうふうな答弁であれなんですけれども。

ただ、今年9月から、京都府の制度拡充、それに伴って外来の上限が3,000円から1,500円に引き下げられる予定であります。この拡充によって町の負担は幾らぐらい減りますか。また、現在高校生の医療費は幾らかかっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 先ほども申し上げさせていただいておりますが、住民と議会の懇談会に出された意見としてとりまとめられた項目に記載されており、今後協議していく事項と認識をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） そんなこと聞いているのと違いますやんか。質問は、現在の府の制度拡充の影響を聞いている。そういうことであって、今後のことについて聞いているのではありませんやんか。町長も、松本議員への朝の答弁の中で、質問に対してはできる限りの確に答弁すると言われたじゃありませんか。こんなことを答えられないというのは、一般質問を軽視しているんじゃないですか。たとえ、住民と議会の懇談会への意見として議会

から出されているのはわかっていますけれども、しかし、住民と議会の懇談会だけでなく、一議員として住民からの要望を聞いて、こういうふうに一般質問をしているんですよ。今まで同僚議員もこういう質問は何回もされてきたと思います。ぜひ、もう一回答弁をお願いします。

○議長（谷口 整） 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時45分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、大変申し訳ございません。私のほうからご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、ただいまの質問の中にありました京都府の影響額につきましては、本年度の新しい当初予算にも上げさせていただいておりますけれども、約150万の影響がございます。

また、高校生の医療費につきましては、はっきりとまだ状況は出ておりませんが、今後この問題については、先ほど答弁させていただいたように、また常任委員会の中でいろんなところで協議等をしていくというようなことも踏まえまして、今現在それぞれつかんでおりますのは約800万弱、これぐらいかと思っております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） わかりました。この額が今年分なのか今後の分なのか、ちょっとわかりませんが、今後、委員会の中でも含めて論議していきたいというふうに思います。

次に、子どものインフルエンザの予防接種についてです。

現在、毎年猛威を奮っているインフルエンザについては、高齢者や乳幼児のワクチンの予防接種については町からの補助を設けているところとありますが、近年、毎年小・中学校では多くの児童・生徒がインフルエンザにかかり、学級閉鎖も起こっている状況です。このことから、小・中学生にも助成を拡充してはどうでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） インフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法

の規定に基づく定期の予防接種の対象である高齢者等への費用助成に加えまして、感染すると小児ではまれに急性脳症を併発するなど重症化することもあり、生後6カ月から小学校入学前の乳幼児を対象として、現在、接種費用の一部を町単独で助成をさせていただいておるところでございます。

これも先ほどご答弁を申し上げさせていただきましたが、今後、所管の委員会等でも協議をしていく内容と捉まえておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） もちろん委員会でやっていくというのは当然のことでありまして、それも含めて回答をいただきたいなというように思っています。

この問題についても、2月11日の住民と議会の懇談会の中でも要望として出ていました。インフルエンザワクチンの接種というのは、小・中学生では2回受けなアカン、費用負担も1回3,000円から4,000円かかる、やっぱり高額なものになります。また、特に中学3年生というのは高校受験を迎える、そういう時期にも当たっています。保護者の方も気苦労というのは大変なものだというふうに思いますので、確かにインフルエンザワクチンを接種したからといってかからないというような保証はありませんけれども、症状が軽くて済むという、そういうふうな研究の発表もあります。そういう点でいうても助成の拡充をぜひ求めまして、2件目の防災対策の質問に移っていきたいと思います。

先ほどもありましたが、近年の地震や集中豪雨、また台風による住宅や樹木の倒壊など、被害が大きく広がっている。災害が起これば、まず一番に避難する場所が一時避難場所。町の一時避難場所は各地区の公民館などでありますが、その多くが浸水等想定区域や土砂災害警戒区域内にあります。また、その収容人数も全住民を収容できるものとはなっていない。町のほうでは、一時避難場所に避難できない住民の避難についてはどう考えておられますか。

○議長（谷口 整） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 本町地域防災計画につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、平成28年3月に改定を行い、あわせて指定緊急避難場所等の指定を行ったところであります。

ご質問の一時避難場所につきましては、災害対策基本法の規定によるものではなく、指定緊急避難場所へ向かうまでのあくまでも一時的に避難する、いわば避難住民の集合場所として位置づけ、同計画に掲載しているところでございます。

災害の危険が差し迫った状況が予想される場合には、本町で協議する中で、一時避難

場所ではなく、基本的には町指定の避難場所を広報させていただいているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） 一時避難場所ですけれども、今言われたような指定緊急避難場所へ向かうまでのあくまでも一時的に避難する、いわば避難住民の集合場所と位置づけているというふうなことですけれども、現状では、やっぱり各地区の公民館などへまず避難されるということではありませんか。その場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されているわけですから、一時的に避難できない可能性も考えて、他の民間の施設とか地域にある企業とかの工場などの施設に対して、災害利用の提携を結ぶというようなことを考えてはどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在の一時避難場所は各地区の公民館などであり、集落の中心的な場所に立地しているケースがほとんどでございます。そのような中において、ご質問の一時避難場所にかわる民間施設は、集落からの距離的な問題や避難場所としての開設時間などを総合的に考慮すれば、確保は非常に困難であると言わざるを得ず、現時点では提携の予定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○2番（山本 精） 今後、あらゆる災害を想定して、今言われましたけれども、区長会などとも相談を重ねてもらって、ぜひ一時避難場所を増やす方法を考えてもらうこと、そういうことを求めまして、質問を終わります。

○議長（谷口 整） 以上で山本精議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

次回は明日3月8日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集いただきたいと思います。

本日は長時間ご苦労さまでした。

延 会 午後 3時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 本 精

署 名 議 員 浅 田 晃 弘